

海老名市公共サインガイドライン

平成 27 年 6 月
海老名市

目 次

1	序章	
	(1) ガイドライン策定の目的	2
	(2) 海老名市のサイン設置状況の現状・課題	3
2	公共サインの整備基本方針	
	(1) デザインに統一感を与える	8
	(2) ユニバーサルデザインを導入する	9
	(3) 情報の棲み分けと連携を推進する	10
	(4) 適切な維持管理方針を推進する	11
3	本ガイドラインの役割	
	(1) 本ガイドラインの適用範囲	14
	(2) ガイドラインの構成	15
4	公共サインの体系	
	(1) サイン整備の体系	18
5	共通基準	
	(1) 公共サインの形	22
	(2) 公共サインの色	22
	(3) 文字の大きさ・書体	22
	(4) ピクトグラム	24
	(5) 色彩	26
	(6) 多言語表記	29
	(7) 点字案内	34
6	個別基準	
	(1) 個別基準の項目	38
	(2) 案内サイン	39
	(3) 誘導サイン	51
	(4) 記名サイン	56
	(5) 説明サイン	57
	(6) 規制サイン	58
	(7) 車両誘導サイン	61
	(8) 通り名サイン	68

7	整備、維持・管理	
	(1) 整備、維持・管理の流れ	70
	(2) サイン台帳による管理	72
	(3) サインの点検項目	73
8	ガイドラインの実現に向けて	
	(1) 本ガイドラインを推進していくための基本的な考え方	76
	(2) 役割分担	77
参考資料 1	公共サインデザイン標準形のイメージ	80
参考資料 2	公共サイン基準適合チェックリスト	84
参考資料 3	公共サイン点検チェックリスト	94

1 序章



1 序章

(1) ガイドライン策定の目的

市内には、駅にある周辺施設の案内看板や、観光施設にある歴史を記した看板、施設へ誘導する看板など、多くの「公共サイン※」が設置されています。公共サインは、個々には、案内、誘導、規制や景観形成等の役割を担っているものの、現状では各設置主体がそれぞればらばらにデザイン（形状、色、文字等）や配置等を検討し設置・管理していることから、市民や来街者にとって移動経路や現在地を把握しにくく、また、景観形成上も市外との差異や海老名市としての独自性があまり見られない状況になっています。

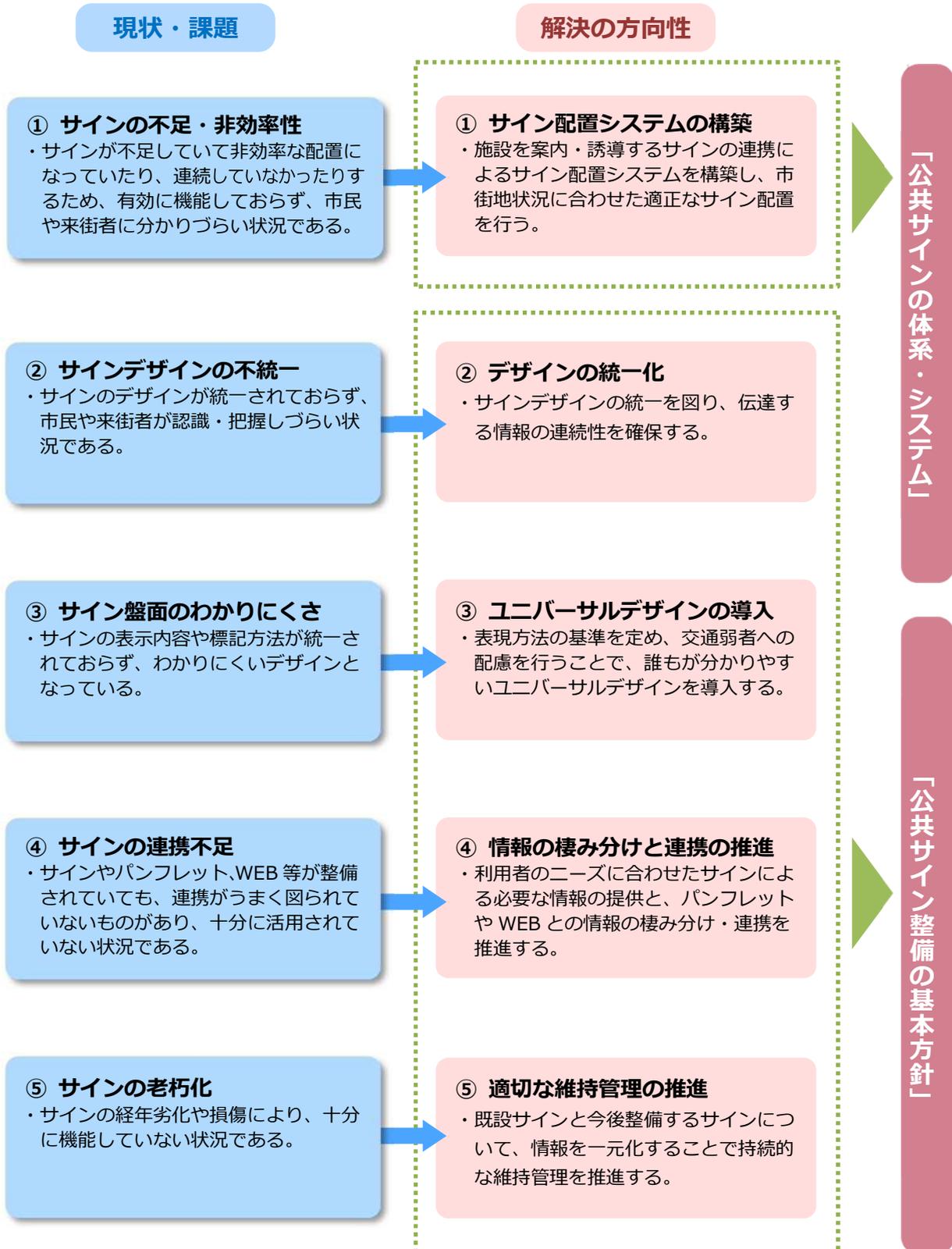
こうしたことを背景に、このガイドラインは、市の公共サインの体系的、統一的なデザインの基準や維持管理方針等を定めることにより、市民や来街者がより分かりやすく移動等ができるようにするとともに、海老名にふさわしい魅力ある都市景観の形成を図ることを目的とします。

※公共サイン

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、駅前広場、道路、公共建築物等の公共空間に国、地方公共団体等が設置するものです。公共サインは、様々な情報・機能の付加や街のイメージカラー等による仕上げにより、街を演出するための道具としても活用できます。

(2) 海老名市のサイン設置状況の現状・課題

海老名市におけるサインの整備状況は、現状・課題は大きく5つに分類できます。その5つの課題に対し、それぞれ解決の方向性を示し、「公共サインの体系・システム」および「公共サイン整備の基本方針」の中で整理しました。

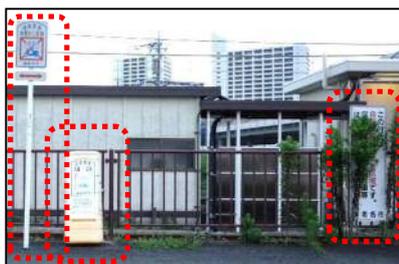


【海老名市公共サインの現状・課題】

①サインの不足・非効率性

サインが非効率な配置になっていたり、連続していなかったりするため、有効に機能していない状況です。また、サインが必要な箇所に設置されていないため、来街者にとってわかりにくい状況となっています。

- ・サインの記載内容が重複して設置されている場所があり、非効率な配置になっています。



サインの重複設置
(3つのサイン記載内容が同じ)

- ・幹線道路上に主要施設への案内・誘導サインがほとんどなく、来街者への施設案内が不足しています。



周辺幹線道路上のサイン不足

- ・サインの設置間隔が広く、来街者にとって目的地の方向・場所・現在地がわかりにくい状況となっています。



駅前の誘導サイン



幹線道路上の誘導サイン

- ・園内入口からも樹木の陰に隠れて視認性が悪く、避難経路側からは裏面しか見えない場所に設置されています。



公園内のサイン

②サインデザインの不統一

サインのデザインが統一されておらず、煩雑な印象を与えています。



③サイン盤面のわかりにくさ

サインの表示内容や標記方法が統一されておらず、わかりにくいデザインとなっています。



④サインの連携不足

サインやパンフレット、Web 等が整備されていても、連携がうまく図られていないものがあり、十分に活用されていない状況となっています。



「歴史のさんぽみち」の案内サイン

「自然と歴史のさんぽみち」のパンフレット

⑤サインの老朽化

日焼けや破損を要因とする経年劣化により、サインが判別できないものがあります。



印刷面の劣化により、情報を読み取れなくなっています。

2 公共サインの整備基本方針

2 公共サインの整備基本方針

公共サインを整備する際の基本となる方針は、以下の4つとします。

- (1) デザインに統一感を与える
- (2) ユニバーサルデザインを導入する
- (3) 情報の棲み分けと連携を推進する
- (4) 適切な維持管理方針を推進する

(1) デザインに統一感を与える

- ・サインデザインの空間的な統一を図り、情報の連続性に配慮します。サインは設置する環境、景観との調和を基本とし、デザインのばらつきによる煩雑な印象を避けるため、サインの基本タイプの設定やサインデザインの統一、色彩の統一を図ります。
- ・設置位置によりサイン種別を使い分ける場合も、同一エリア内では、設定した基本タイプを逸脱しないようにし、統一感を維持します。

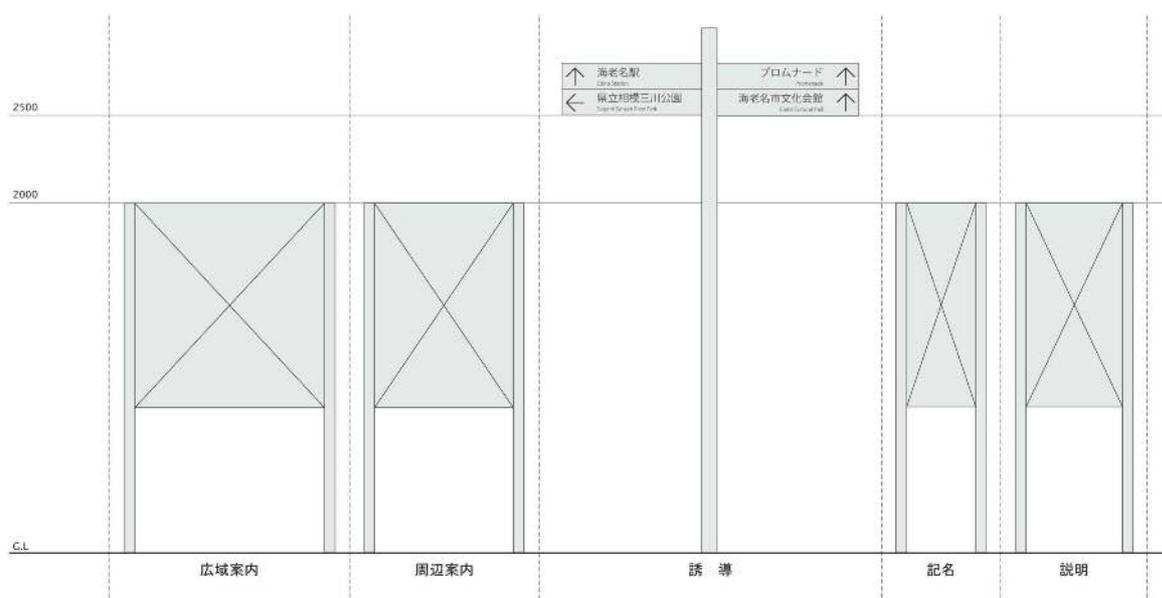


図 1 サインの基本タイプ

(2) ユニバーサルデザインを導入する

できるだけ多くの人がサインを利用可能であるように、サイン表示の表現方法や設置位置等に配慮する必要があります。

1) 表現方法の基準の設定

情報の混乱を避け、利用者の正確な理解を促すため、サイン表示の表現方法について基本的な考え方を統一する必要があります。

■掲載基準

情報選択の目安となる掲載施設の項目とその選択の基準を示します。

■表示デザインの考え方

サインの表示要素である文字、ピクトグラム、地図、色彩についての目安を示します。

文字：サインに適した文字の大きさや書体を例示します。また、多言語表記についての考え方を示します。

ピクトグラム：国際規格の考え方に基づき、世界的に広く用いられているデザインを基本として、推奨標準ピクトグラムを示します。

地図：地図の範囲、縮尺、向きについての目安と、表現手法の例と特徴を示します。

色彩：視覚的な弱者への対応も含めて、使用にあたっての基本的な考え方を示します。

2) 交通弱者への配慮

超高齢社会、福祉社会に対応し、サイン表示等について視覚的な弱者、車いす利用者等に対する配慮が必要です。また、その他の交通弱者を含めたすべての人にとって、通行の妨げにならないこと、危険な突起がないこと等、安全への基本的な配慮が必要です。

■視覚的な弱者への対応

サイン表示面において、読みやすい書体で煩雑にならない範囲でできるだけ大きな文字で表示するものとします。また、識別化が必要な表示について、誤認しにくい色表現を採用するとともに、適切な図と地のコントラストを確保し、色相に頼らない表現を心がける必要があります。

また、触知案内板や音声ガイドシステム等の手法を適宜選択していくことが望まれます。

■車いす利用者への対応

見やすさを考慮した高さの設定やサインに車いすが近づきやすい配慮が必要です。

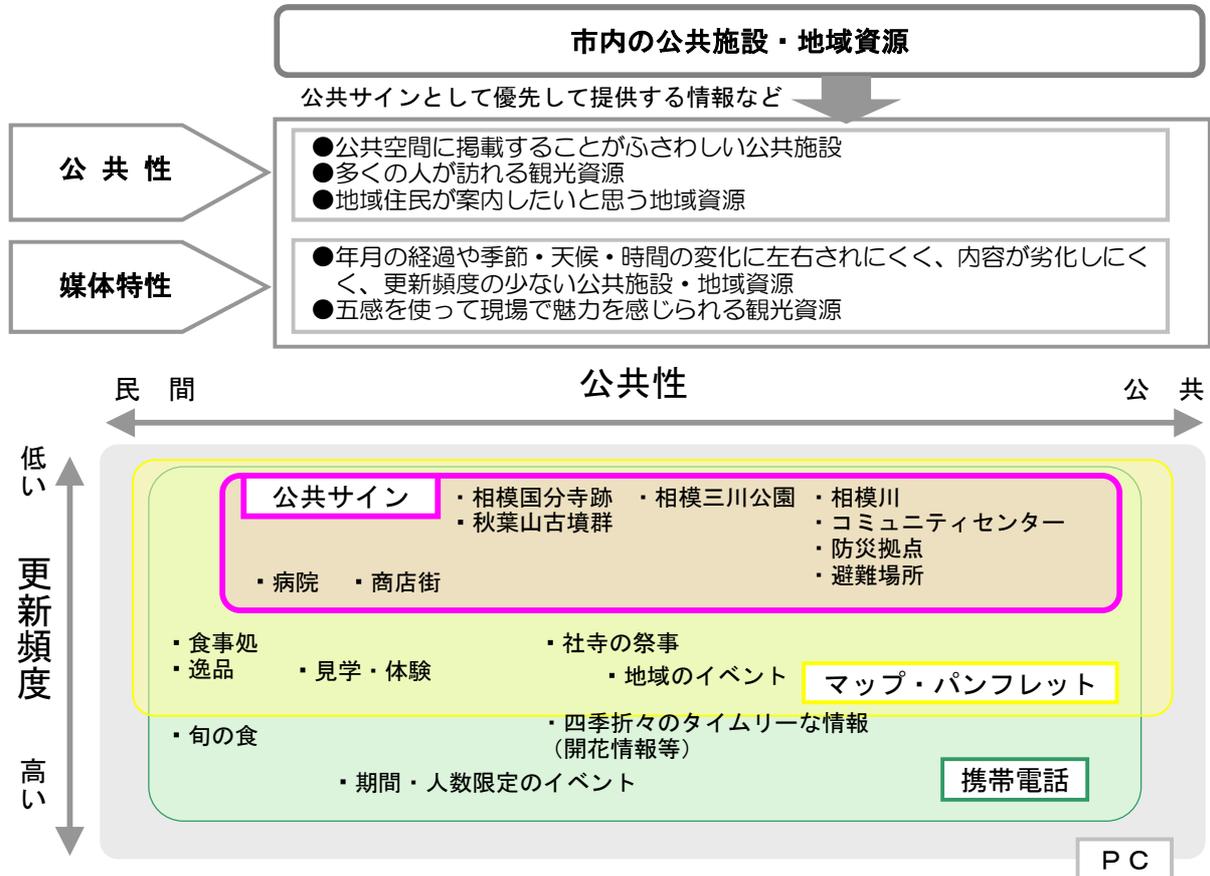
3) 夜間の視認性の確保

サイン表示面の照明は、視覚的弱者だけではなくすべての利用者にとって、夜間の行動の手がかりとして有効な方法です。地域の実情に合わせて夜間利用の多い場所や、災害時の利用が想定される場所に配置を検討します。

(3) 情報の棲み分けと連携を推進する

1) 資源情報の提供の推進

市内の公共施設・地域資源のうち、必要なものについて公共サインとして適切な情報を提供していきます。



2) 他媒体の連携とすみわけ

- サインによる情報提供を補完するため、既存パンフレットとの連携、将来的には携帯電話等端末から閲覧可能な Web サイトを用いて連携を図り、利用者ニーズを満たす情報提供を行います。
- 情報の連携については、各媒体が共通で用いることのできる二次元コード等の利用が考えられます。
- また、ピクトグラムやロゴマークについては、各媒体が共通したデザインを用いることが望ましいとします。

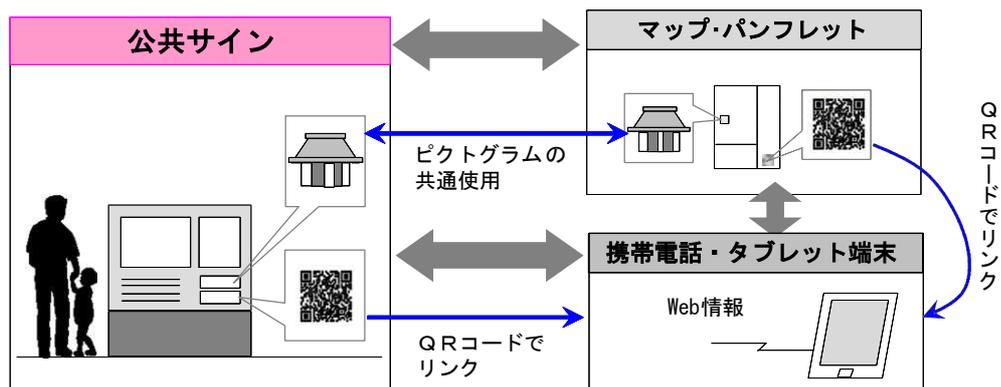


図 2 各情報媒体の連携イメージ

(4) 適切な維持管理方針を推進する

1) 情報の整理・統合

無秩序な標識やサインの乱立を避け、可能な限り案内すべき情報を整理・統合します。

- ・サイン設置によって情報は豊かになるが、無秩序なサインの乱立は景観を阻害するため、必要に応じて情報量を絞り込み、サインをできるだけ整理・統合する工夫が必要です。
- ・既存サイン等はコスト縮減の観点からも有効に利用することを基本とし、新規に設置するサインとの乱立を避けます。
- ・既存サインを更新する際には、サインを本計画の仕様に合わせ、サインの統一化を図っていきます。

2) 情報の更新

サイン設置後においても、利用者へ提供する情報の鮮度を維持するため、各媒体の特性に合わせた情報の更新、連携を推進します。

表 1 維持管理の観点からの各媒体の特徴

媒体	情報の点検	更新の容易さ	更新の期間
公共サイン	各サインに現地にて点検を行う。	基盤ごとの更新は、コスト、施工性が最も悪く、工事期間も長い。盤面のみの更新は比較的容易。	素材によって異なるが、支柱・フレームは概ね15年以上。盤面は、5～10年程度。
マップ・パンフレット	机上にて記載内容の点検を行う。	印刷、製本に関わるコストと時間がかかる。	概ね2～3年程度。
携帯電話・タブレット端末等	携帯電話にて各コンテンツの内容の点検を行う。	サーバー上の情報の修正・追加に関わるコストと時間がかかる。	少なくとも四半期であるが、必要に応じて随時。

3 本ガイドラインの役割

3 本ガイドラインの役割

(1) 本ガイドラインの適用範囲

公共サインの新設、改修、増設等を行う場合、適用します。

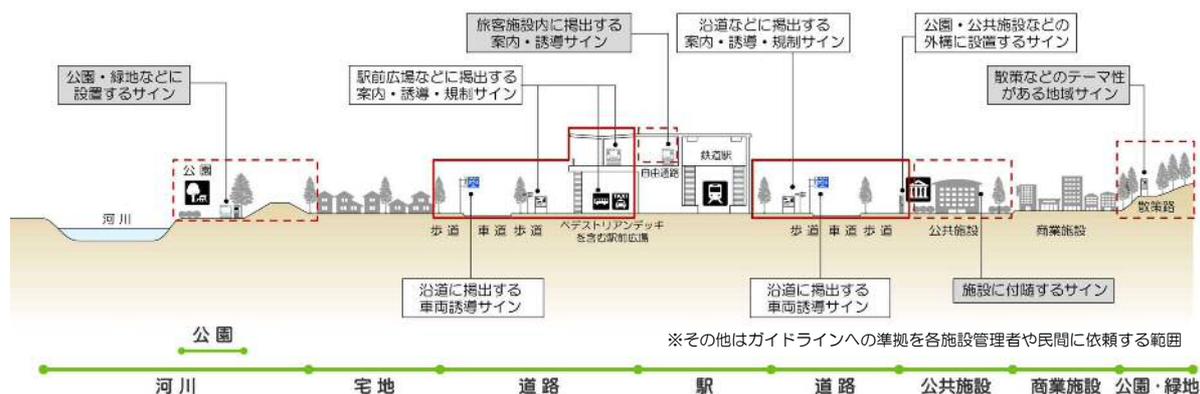
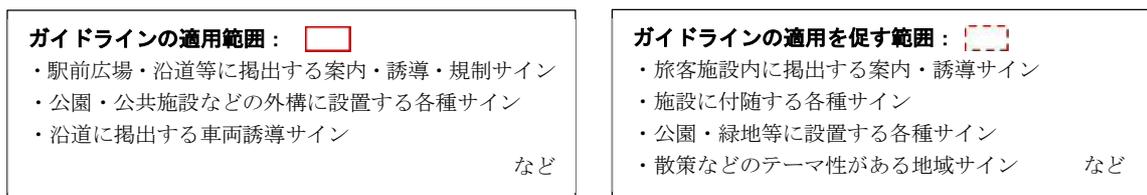
【適用となるサイン】

本ガイドラインは、海老名市が道路及び道路に面する場所等に設置する以下のサインに適用します。

- ①案内サイン：施設内の配置や、広範囲な観光案内等を図で表示するもの
- ②誘導サイン：歩行者を主対象に、施設等の方向を示すもの
- ③記名サイン：施設等の名称を表示するもの
- ④説明サイン：文化財・施設などの説明を文字や図で行うもの
- ⑤規制サイン※：禁止行為を防止・警告して歩行者等の行動を規制するもの
- ⑥車両誘導サイン：運転者を主対象に、施設等の方向及び位置を示すもの
- ⑦通り名サイン：道路の通称名を周知するためのもの

※：長期間にわたって掲示するものに限りです。

【適用範囲のイメージ】



【適用除外】

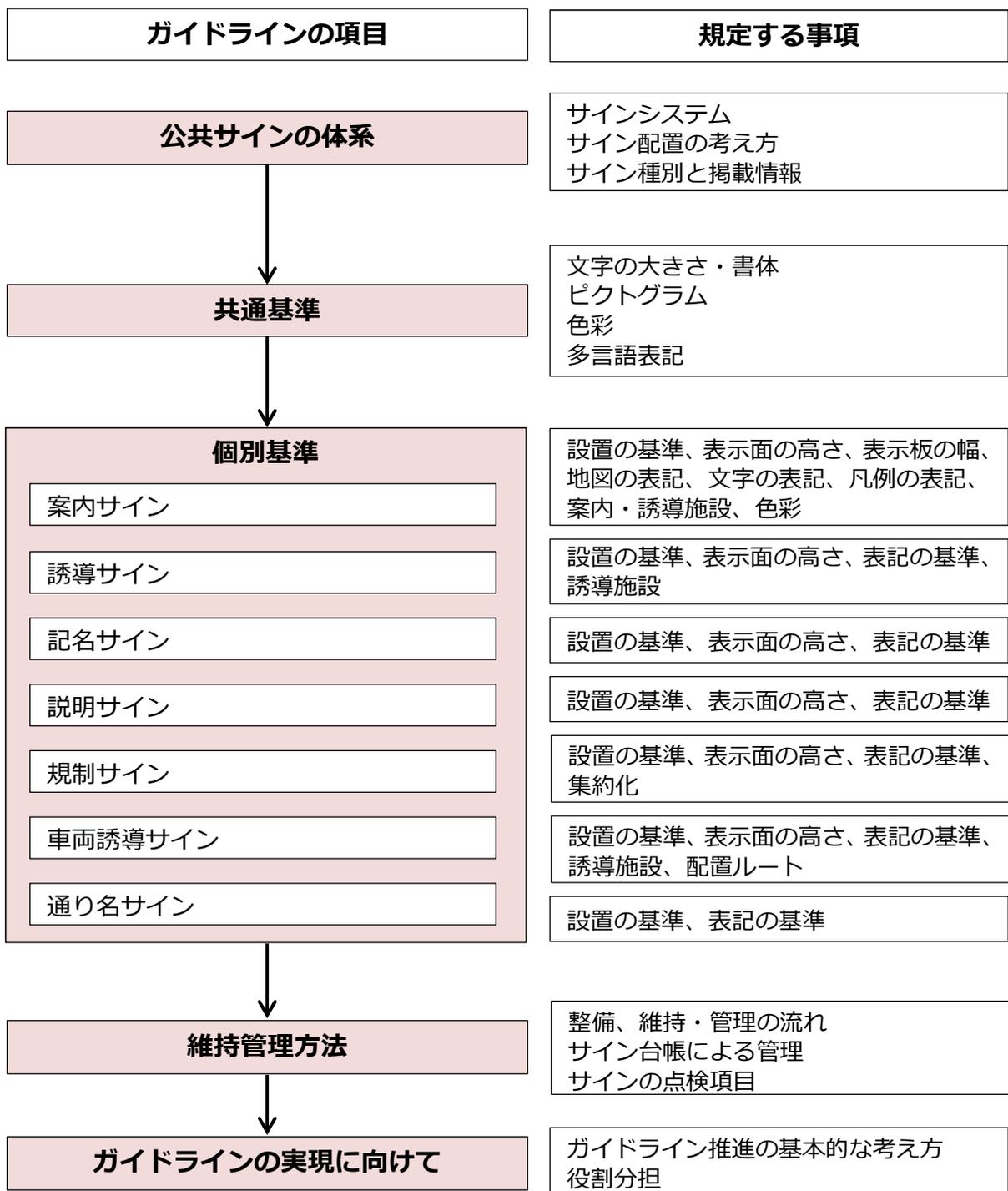
- 道路管理者及び交通管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識
- 避難誘導や住居表示等独自の仕組みを持つサイン
- 他の法令等により設置が定められているサイン

(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、公共サイン整備において共通性を確保すべき事項の考え方、参照すべき基準及び配慮事項等を示しています。

実際にサインを整備するにあたっては、道路管理者・交通管理者及び道路構造物、道路占用物の所有者との協議を行うとともに、配置、デザイン及び表記に関する共通基準である「構成要素の基本方針」を踏まえたうえで、各サインの個別基準である「種類別の基本方針」や「車両誘導サインの基本方針」を参考に公共サインの整備を行うものとします。

なお、サインの設置後は「維持・管理の方針」を基に適切な管理を行うものとします。



4 公共サインの体系

4 公共サインの体系

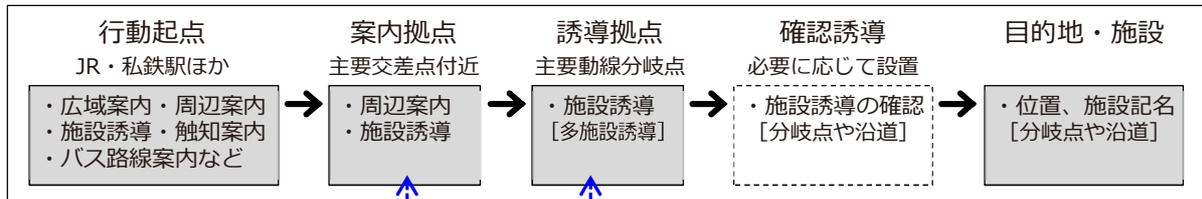
(1) サイン整備の体系

サインの整備は、以下のような体系の考え方で進めることとします。

1) サインシステム

公共施設等を案内・誘導するサインは、目的地や施設までの道路や道路に面する場所に、連携して掲出することで有効に機能します。サインの連携による情報の提供を、サインシステムといいます。

◆歩行者系サイン



◆車両系サイン

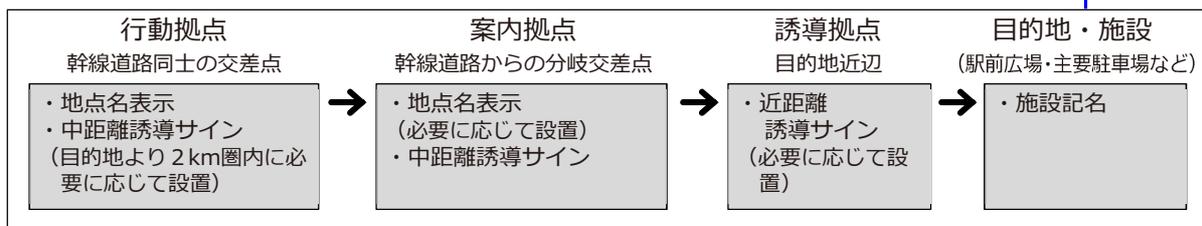


図 3 サインシステムの流れ

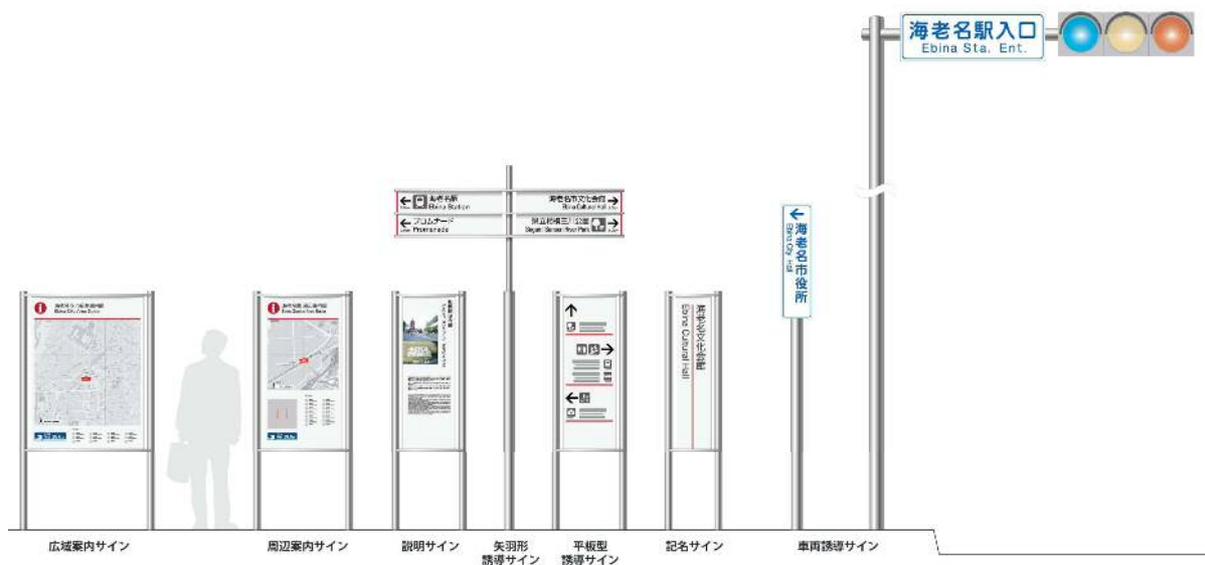


図 4 サイン種別のイメージ

2) サイン配置の考え方

サインは、市街地における都市基盤の整備状況に応じて体系的に配置し、過剰な整備を避けます。市街地の道路等の状況に応じた以下のパターンで配置します。

①面的配置パターン

- ・ 整然と都市基盤が整備される新市街地に適用します。
- ・ 街区や道路が整然としたグリッド状に整備され、目的地が複数存在することが特徴です。それぞれの目的地への確実に案内するため、経路を複数想定し網羅的にサインを配置していきます。

②線状配置パターン

- ・ 主要市街地より比較的小規模な既成市街地に適用します。
- ・ 既に都市基盤が整備され、目的地及びそこへの経路がある程度絞られていることが特徴です。想定されるルートに合わせて必要な部分に効率的にサインを配置していきます。

③車両誘導サインの配置パターン

- ・ 車両を対象とするため、歩行者系サインに比べ、広い範囲を対象とします。
- ・ 行動起点は自宅等の駐車場となりますが、近くの幹線道路上を行動起点とみなし、主要な交差点及びその手前に重点的にサインを配置していきます。



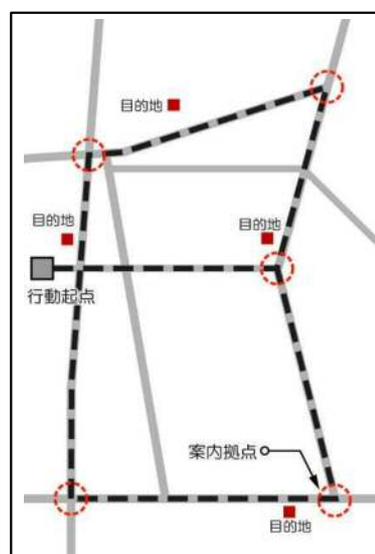
①面的配置パターン

例) 海老名駅周辺



②線状配置パターン

例) 厚木駅周辺
さがみ野駅周辺
かしわ台駅周辺
社家駅周辺
門沢橋駅周辺



③車両誘導サインの配置パターン
(主要道を対象)

例) 海老名サービスエリア周辺
海老名運動公園周辺

図 5 サイン配置のイメージ

5 共通基準

5 共通基準

(1) 公共サインの形

- ・標準形は、個別基準で定める形とします。
- ・標準形を基にし、利用者の視線を考慮した大きさとします。
- ・限られた公共空間を広く占有しないよう、必要最小限の大きさとします。

(2) 公共サインの色

- ・標準色は、共通基準、及び、個別基準で定める色とします。
- ・地域でイメージ色を持つ場合、それを使用することもできます。

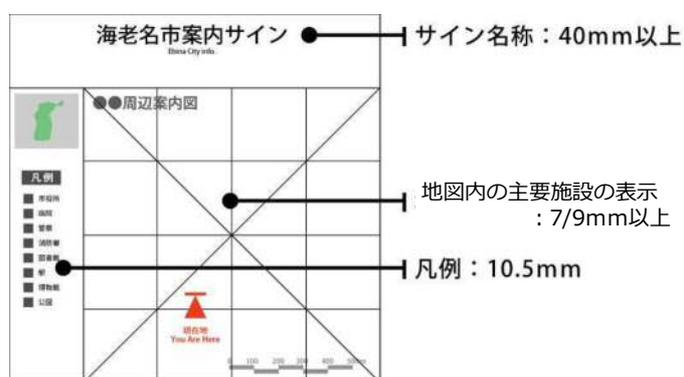
(3) 文字の大きさ・書体

- ・視認性を考慮して、各サインの文字の大きさは下表の設定を基本とし、高齢者や視覚的弱者にも判別しやすいようできるだけ大きいスケールで設定します。
- ・設定された文字の大きさを基に、案内標識に掲載する情報内容や量を調整します。
- ・書体は、視認性の優れた角ゴシック体を基本とします。
- ・英文文字は、和文の70～80%程度を基本とします。ただし、外国語表記の使用頻度が低いと考えられる場所などにおいては、和文の50%以上とすることができます。書体は、サンセリフ書体*を基本とします。

表 2 文字の大きさの設定

視距離	和文文字高	英文文字高	適用する文字
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上	
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上	
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上	↑ 記名・誘導サイン表示
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上	
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上	↑ 地図内の主要施設の表示 説明サイン表示

出典：国土交通省総合政策局『公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン』



案内サインの文字高の例

海老名
Ebina

和文：角ゴシック書体
英文：サンセリフ書体*
フォントの例

※「セリフ」とは、活字書体のデザインにおいて文字の線の端の飾りを意味します。
セリフのない書体は「サンセリフ」書体と呼ばれます。

AaBbCc → AaBbCc
AaBbCc
セリフ →

■角ゴシック体の書体例

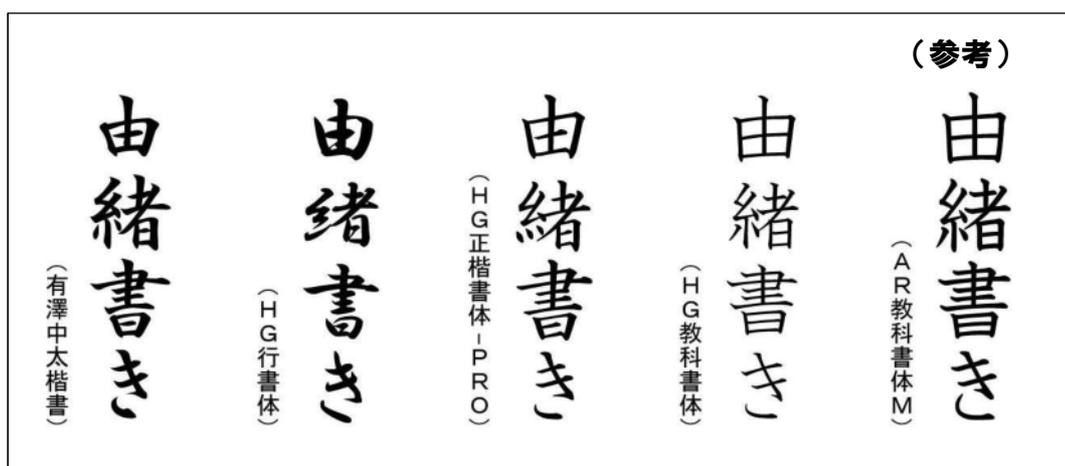
- ・和文文字の角ゴシック体及び英文文字のサンセリフ書体には、以下のような書体があります。



出典：国土交通省総合政策局『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン』

■参考 歴史資源の説明サインの書体についての適用除外

- ・ただし、歴史資源の説明サイン等においてはこの限りではなく、サインの個性を優先して楷書体等のフォントを用いてもよいものとします。



(4) ピクトグラム

- ・ピクトグラム、矢印は、JIS 案内用図記号や国土交通省が推奨する「一般案内用図記号検討委員会」が策定したガイドライン（図記号の表示方法の原則）等、標準的な利用例を参考に積極的に活用します。
- ・以下に示す白地のものを「ポジ表現」、色を反転させた黒地のものを「ネガ表現」と呼び、特に地図上ではネガ表現を用いることを基本とします。

公共・一般施設



交通施設



商業施設



観光・文化・スポーツ施設





図 6 JIS 標準案内用図記号のピクトグラムの例



図 7 JIS 標準案内用図記号の矢印

表 3 ピクトグラムのサイズ

凡例部表示	特大	大	中	中小	小
24.0mm	-	21.0mm	16.5mm	-	12.0mm

出典：国土交通省（監修）・（財）道路保全技術センター（編集）『地図を用いた道路案内標識ガイドブック』

(5) 色彩

1) 基本色

歩行者系案内サインは、存在感を抑え風景に馴染ませながらも、海老名駅を中心とした海老名市の都市景観の先進性を演出します。本体の素材感を活かし、板面は、白地を基調とし、アクセント色は、海老名市の市旗の色であるエビ茶色を採用します。ただし、地域でイメージ色を持つ場合、それをアクセント色として使用することも可能です。

■海老名市市旗

〈エビ茶〉

マンセルNo. 1 H U E 2. 5 R 4 / 10

(青 30% + 赤 100% + 黄 80%)

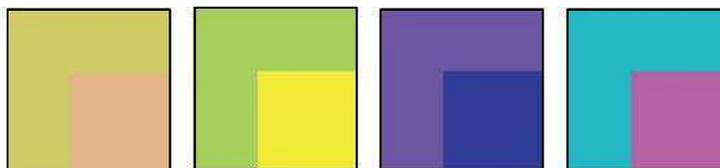


海老名市市旗

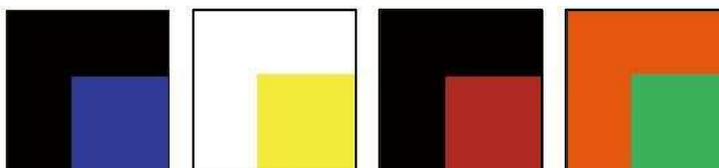
2) カラーユニバーサルデザイン

- ・文字や図と下地のコントラストを強くする等視認性を高めます。
- ・地図、地形は、自然に見える色彩とします。
- ・高齢者、視覚的弱者、色覚障がい者に配慮し、カラーユニバーサルデザインの考え方に基づき、「青と黒」「黄と白」「赤と緑」など見づらい色の組み合わせは行わないこととします。

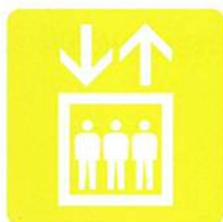
■避ける組み合わせ（使用する場合は明度差を大きく）



■使用しない組み合わせ



■不適切な色彩対比の例



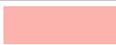
■より多くの人が見分けやすい色の組合せ

アクセントカラー（小面積用）

色見本	マンセル値	RGB 値	一般色名（和文）	日本塗料工業会色票値
	8.75R 5/12	203 68 40	赤	F08-50V
	7.5Y 8.5/12	251 210 0	黄色	F27-85V
	7.5G 6/10	0 169 118	緑	F47-60T
	7.5PB 4/12	46 96 166	青	E77-40V
	5YR 6.5/14	250 120 0	オレンジ	E15-65X
	10B 7/8	87 189 222	空色	F69-70P
	2.5R 7/10	243 135 144	ピンク	E02-70T
	10R 3/6	116 44 27	茶色	E09-30L
	10P 4/10	134 66 126	紫	E89-40T

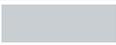
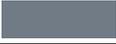
【備考】青と紫、黄色とベースカラーの明るい黄緑は比較的混同しやすいので、なるべく片方のみ使用します。

ベースカラー（大面積用）

色見本	マンセル値	RGB 値	一般色名（和文）	日本塗料工業会色票値
	5R 8/6	252 178 173	明るいピンク	E05-80L
	5Y 9/4	249 221 161	クリーム	F25-90H
	2.5G 7/4	139 184 148	明るい緑	E42-70H
	10B 8/4	164 206 220	明るい空色	E69-80H
	10YR 7.5/6	226 172 121	ベージュ	E19-75L
	2.5P 7/4	177 174 200	明るい紫	F82-70H
	2.5GY 8/8	205 203 86	明るい黄緑	E32-80P

【備考】ベージュと明るい黄緑、明るい空色と明るい紫は比較的混同しやすいので、なるべく片方のみ使用します。

無彩色

色見本	マンセル値	RGB 値	一般色名（和文）	日本塗料工業会色票値
	N9.3	237 236 229	白	EN93
	5PB 8/1	200 206 209	明るいグレー	E75-80B
	5PB 5/2	113 123 134	グレー	E75-50D
	N1.5	34 35 38	黒	EN-15

※神奈川県保健福祉部地域保健福祉課『神奈川県カラーバリアフリー サインマニュアル』をもとに作成

参考：神奈川県カラーバリアフリー サインマニュアル

○色彩の設定にあたっては「神奈川県カラーバリアフリー サインマニュアル」（神奈川県地域保健福祉課、平成21年3月）を参考にするものとする。

1) サイン作成にあたっての実践ポイント

- より多くの人が見分けやすいカラーバリアフリーな色の組合せを選ぶ
 - ・見分けにくい色の組合せを避け、背景の色と文字やサインの色を選ぶ
 - 背景と前景（文字など）の組合せは明るさの差があるものを選ぶと文字が読みやすくなる
- 色に頼らないデザインを心がける
 - ・色分けのみでなく文字を併記して案内する
 - ・形でも違いがわかるようにする（ハッチング・斜体・下線・枠囲み等の併用）
 - ・塗り分けの凡例を別にせず直接書き込む
- その他の工夫や注意点
 - ・色と色の境界には白又は黒の細線で縁取りをする
 - ・色の面積を大きくとる（線を色分けするときは太くする）

2) サイン作成手順

- カラーバリアフリーのサインを作成するためには、一般に次のような流れで行う。
サイン案の作成 → チェック → 必要に応じて案を修正 → サイン案の確定
- ①全体構成と共に、伝えたい情報の優先順位と配色の関係を考える
- ②シンボルカラーとして決まっている色、変更が難しい色を配置する
- ③背景色（大きな面積）を塗り分ける色を決め配置する
- ④建物や道路、現在地など小さな面積の色を決め配置する
- ⑤ピクトグラムを選択（JIS記号や県推奨マーク参照）し、その色を決め配置する
- ⑥サイン全体をチェックし、伝えたい情報が読み取れるか確認する

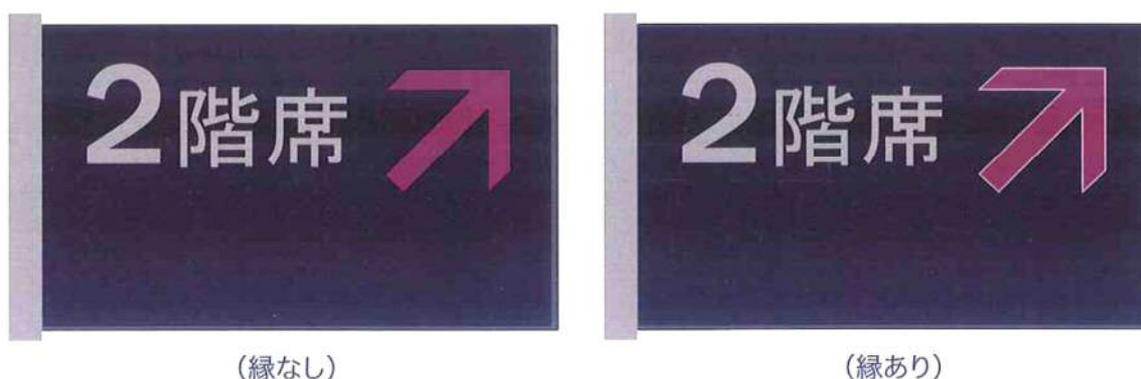


図 8 サイン白縁取り事例

出典：神奈川県保健福祉部地域保健福祉課『神奈川県カラーバリアフリー サインマニュアル』

(6) 多言語表記

■日本語表記

- ・日本語は、国文法、現代かなづかいによる表示を原則とします。
- ・長い名称は、可能な場合は省略して表示し、愛称や略称のある場合は、それを使用することとします。

■外国語表記

- ・外国語表記は、日本語に英語を併記することを基本とします。
- ・ただし、外国人観光客等の利用が多いと想定される場所（主要な行動起点）については、必要に応じて中国語（簡体字）、ハングルを併記する方が望ましいとします。多言語表記にあたっては、適切な文字スケールの確保やわかりやすさに配慮します。
- ・後述する国際的に通用する情報伝達手段としてのピクトグラムの活用を図り、多言語対応を補完します。
- ・その他、多言語表記については国土交通省・観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』に準拠するものとします。

◎：場所を問わずよく見られる ○：場所により見られる △：稀にしか見られない

赤字：併記を基本とする 青字：視認性や美観に問題がない限り併記が望ましい

サインの種類	自然公園	観光地	道路	交通機関	対応言語 基本ルール
案内・誘導サイン	◎	◎	◎	◎	日本語 英語
規制サイン	◎	◎	◎	◎	日本語 英語
説明サイン	○	○	△	△	日本語 英語

※ただし、専ら地域住民の用に供される施設等については、この限りでない。

図 9 多言語対応の対象となる情報の種類

出典：国土交通省・観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

■ヘボン式ローマ字*のつづり方

- ・はねる音「ン」は「n」と表記しますが、「m」「b」「p」の前では「m」を代替的に用いることができます。
- ・はねる音を表す「n」と次にくる母音字又は「y」とを切り離す必要がある場合には、「n」の次にハイフン「-」を入れます。
- ・つまる音は、次の音節の最初の子音字を重ねて表します。ただし、次に「ch」音がくる場合には「c」を重ねず「t」を用います。
- ・長音は母音字の上に長音符標「-」を付けて表すことができます。長音が大文字の場合は母音字を並べることができます。

※長音記号は、日本独自のもので国際化されてない為、外国人に理解されない可能性もあります。長音符の仕様は事業者や自治体などで対応が異なる、もしくは使用しない場合があるため表示にあたっては、確認が必要です。

- ・特殊音の書き表し方は自由とします。
- ・文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書きます。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできます。
- ・意味のかたまりや発音のしやすさなどの観点から、複数の名詞などで構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間にハイフン「-」を入れることができます。

あ	い	う	え	お			
a	i	u	e	o			
か	き	く	け	こ	きや	きゅ	きよ
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
さ	し	す	せ	そ	しゃ	しゅ	しよ
sa	shi	su	se	so	sha	shu	sho
た	ち	つ	て	と	ちゃ	ちゅ	ちよ
ta	chi	tsu	te	to	cha	chu	cho
な	に	ぬ	ね	の	にや	にゅ	によ
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
は	ひ	ふ	へ	ほ	ひや	ひゅ	ひよ
ha	hi	fu	he	ho	hya	hyu	hyo
ま	み	む	め	も	みや	みゅ	みよ
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
や		ゆ		よ			
ya		yu		yo			
ら	り	る	れ	ろ	りや	りゅ	りよ
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
わ				を			
wa				wo			
ん	っ						
n	上記参照						
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ぎや	ぎゅ	ぎよ
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	じゃ	じゅ	じよ
za	ji	zu	ze	zo	ja	ju	jo
だ	ぢ	づ	で	ど	ぢや	ぢゅ	ぢよ
da	ji	zu	de	do	ja	ju	jo
ば	び	ぶ	べ	ぼ	びや	びゅ	びよ
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	ぴや	ぴゅ	ぴよ
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

出典：国土交通省・観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

■地名の外国語表記の基本方針

- ・地名の表記方法は、以下の2通りに大分されます。

1) 地名や施設名の表音のローマ字表記のうち地形や種別を表す部分 (yama、kawa、Koen など) を削除したうえで、その地形や種類の英語表記を付与することを基本とします。

例：相模川 Sagami River、海老名駅 Ebina Station

2) 地形や種別を表す部分を削除した残りの部分だけでは意味をなさない場合や、全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音のローマ字に加えて、地形や種別の英語表記を付与します。

例：国分寺 Kokubunji Temple

- ・大きさや位置関係 (大中小、東西南北)、色 (白黒赤など)、状態・性質 (新、荒) などで地形や種別を表す部分を修飾 (説明) している場合や、「ノ」「ヶ」などでつながっている場合、及び地形や種別を表す部分を省略すると発音が出来ない場合は、2)の表記方法を取ります。

例：丹沢大山 Mt.Tanzawa-Oyama

- ・外国由来の固有名詞を含む場合は、外国由来の言語部分を英語表記とします。

例：オークラフロンティアホテル海老名 Okura Frontier Hotel Ebina

- ・管理者が定款等で既に外国語表記を規定している場合については、必ずしも上記のルールによらなくてもよいものとします。

例：学校名など

- ・限られたスペースや見やすさの関係で、必要に応じ、地形や種別をあらわす部分の英訳は略称を用いることができます。

例：River → Riv. Bridge → Brd. Street → St. Building → Bld.、Bldg.

出典：国土交通省・観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

【留意点】

- ・2言語以上の表記をする場合は、言語表示による表示面の煩雑を避け、必要な情報の伝達や判読性を確保します。
- ・強調する表記はクォーテーションマーク「”」ではなく太文字で表します。
- ・ローマ字表記はヘボン式 (前述) を採用します。

■施設名の英語表記

- ・施設を英語表記する際は、地名のあとに以下の対訳を用いた施設名を組み合わせた表記とします。

日本語	英語表記	日本語	英語表記
市役所	City Hall	図書館	Library
郵便局	Post Office	美術館	Museum of Art
病院	Hospital	博物館	Museum
大学	University / College / Institute※	記念館	Museum
高等学校	High School	動物園	Zoo / Zoological Park
高等専門学校	Vocational High School	水族館	Aquarium
中学校	Junior High School	自然公園	Natural Park
小学校	Elementary School	寺・仏閣	Temple
幼稚園	Kindergarden	神社	Shrine
保育園	Daycare Center (for children)	橋	Bridge
体育館	Gymnasium	高速道路	Expressway
税務署	Tax Office	地下道	Underground Passage
消防署	Fire Station	駐車場	Parking
警察署	Police Station	空港	Airport
交番	Police Box	鉄道駅	Station
銀行	Bank	バス乗り場	Bus Stop
裁判所	Court	タクシー乗り場	Taxi Stand
保健所	Health Center	改札口	Ticket Gate
老人ホーム	Retirement Home		

※大学の英語表記は各大学の定款に基づくものとします。

出典：国土交通省・観光庁『観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン』

■海老名市の主要施設の英語表記

- ・海老名市に所在する代表的な施設や地名、特に注意すべき地名については、以下に例示する対訳に則って表記します。
- ・但し、前述のとおり管理者が定款等で既に英語表記を規定している場合については、この限りではありません。

日本語	英語表記
海老名市役所	Ebina City Hall
海老名郵便局	Ebina Post Office
海老名総合病院	Ebina General Hospital
海老名市立郷土資料館温故館	Onko-Kan (Ebina Folk Museum)
海老名高等学校	Ebina High School
海老名中学校	Ebina Junior High School
海老名小学校	Ebina Elementary School
コミュニティセンター	Community Center
北部公園体育館	Hokubu Park Gymnasium
海老名消防署	Ebina Fire Station
海老名警察署	Ebina Police Station
交番	Police Box
海老名市立中央図書館	Ebina City Central Library
海老名市文化会館	Ebina Cultural Hall
海老名商工会議所	Ebina Chamber of Commerce and Industry
海老名市立総合福祉会館	Ebina City Welfare Hall
県立相模三川公園	Sagami Sansen Park
海老名運動公園	Ebina Sports Park
相模国分寺（跡）	Sagami Kokubunji Temple (Site)
相模国分尼寺（跡）	Sagami Kokubun-niji Nunnery (Site)
相模国分寺跡歴史公園	Sagami Kokubunji Temple Historical Park
伊勢山自然公園	Iseyama Natural Park
国分八景公園	Kokubu Hakkei Park
海老名の大ケヤキ	The Large Zelkova in Ebina

(7) 点字案内

- ・点字案内板は、視覚的弱者が建物や施設などの情報を得るための重要な誘導設備となります。
- ・駅などの行動起点となる場所に、点字案内板を設置することが望まれます。
- ・点字案内板は、日本工業規格 JIS T 0922 : 2007 に基づき、表示し、設置します。
- ・印刷・点字・音声案内の組み合わせにより、情報伝達機能が高まります。

1) 触知案内図の大きさ

一つの触知案内図全体の寸法は、横幅 1000mm 以内、縦幅 600mm 以内とすることが望ましい。

2) 触知案内図の設置位置

設置形で、床と垂直な壁面に取り付ける触知案内図の設置高は、触擦範囲の中心が床から 1400mm 程度となる位置とする。ただし、床と水平、又はそれに近い角度となる傾斜面に取り付ける触知案内図の場合にはこの限りではない（図 10 参照）。いずれの場合も設置のときは、触読性を妨げないように配置しなければならないとする。

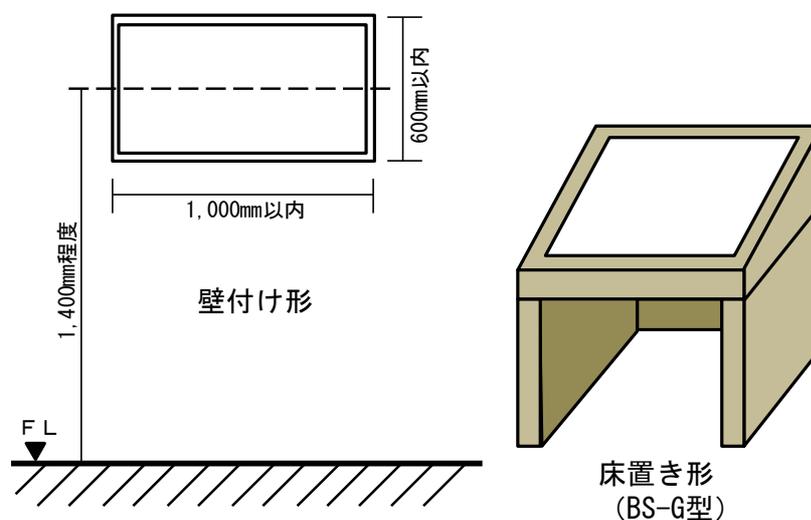


図 10 設置形触知案内図の形状例

3) 触知案内図の向き

- 設置形の場合、利用者が触知案内図に向き合って触読するときの正面方向が、触知図形では上側になるように表示する。
- 1階および2階など、上下に重なった関係にある案内図及び一つの大きな場所を複数に分割して表示する案内図は、縮尺及び向きを統一する。各案内図が上下階で統一した設置位置・方向にあることが望ましい。

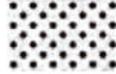
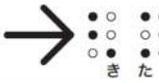
4) 触知図形

- 触知図形は、触読性を優先するために変形することができる。
- 触知図形は、利用できる箇所と利用できない箇所との差を明確にしなければならない。
- 部屋又は建物などの出入口の位置表示は、明確にしなければならない。
- 1階及び2階など上下に重なった空間は、分けて表示しなければならない。
- 墨字の案内図と併用する場合、触読性が損なわれてはならない。
- 墨字の案内図と併用する場合、弱視者・色覚障害者が見やすいレイアウト、コントラスト及び配色にすることが望ましい。

5) 線及び面などの触知記号

- 触知図形では、触読性によって容易に識別可能な線、面及び触知記号群を効果的に用いる必要がある。ただし、その種類が多過ぎるなど、触読性を損なうことがないようにする。
- 建物の外形線・色覚障害者誘導用ブロック・公園の園路・車道など、触知図形で種類の異なる設備などを線で表示する場合には、直線及び点線など、その違いを容易に識別可能にする。
- 建物内の利用できない箇所、公園の芝生広場及び池など、触知図形で面領域となる箇所は、その領域の違いを手触りで明確に分かるように、凸状のドット、斜線を用いるなど領域内を識別可能にする。

6) 触知案内図に用いることができる触知記号

	現在地		誘導ブロック		入れない場所
	階段 尖った方が上		エスカレーター 尖った方が上 線側からは乗れません		エレベーター えれ
	改札口		方位 きた		手洗器
	洋式便器		和式便器		小便器

7) 点字表示

- 触知図形に点字を表示する場合には、触知記号の触読性を妨げないようにする。
- 墨字の語が言い換え可能な場合、墨字及び異なる語を点字で表示することができる。

例 1 : “現在位置” → “現在地”

例 2 : “化粧室” “お手洗い” “便所” → “トイレ”

- 点字表示の表記方法は、正しく行う。

※点字表示の表記法は、日本点字委員会が発行する“日本点字表記法”がある。

8) 触知案内図に用いる材料

- 触読性が良好で、手指を傷つけない表面形状になるものとする。
- 長時間の使用によって、著しい劣化及び破損しないものとする。
- 外的熱環境が原因となって、手指で触れられないほどの高温又は低温にならないものとする。

9) 触知案内図までの誘導の仕組み（設置形の場合）

視覚障害者誘導ブロックなどを設置して誘導する。さらに一定間隔でチャイムを鳴らす方法などの音声案内を付加して誘導することが望ましい。

出典：日本規格協会『日本工業規格：JIS T 0922:2007』

6 個別基準

6 個別基準

(1) 個別基準の項目

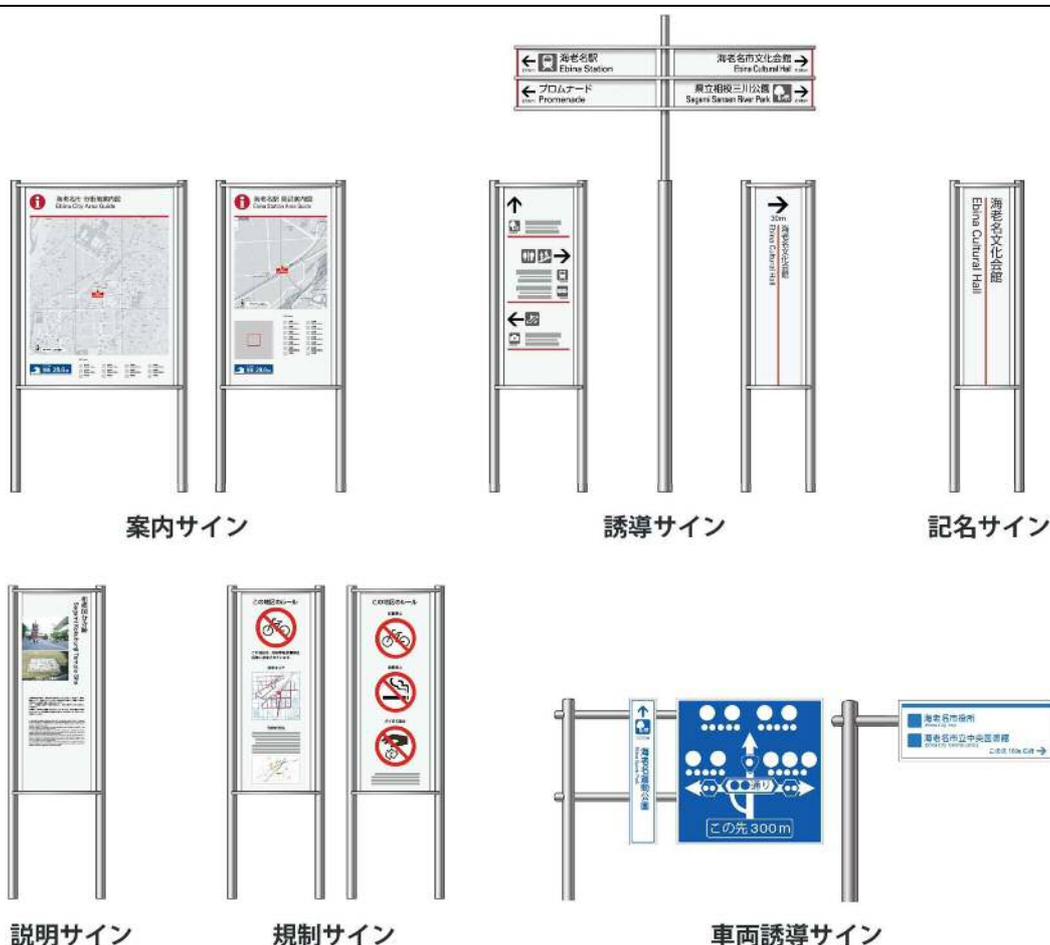
■個別基準の項目

- ・サインの種類に応じて、設置、表示面の高さ、表記等の基準とデザイン例を提示します。

■個別基準の内容

表 4 サインの種類別基準項目の比較表

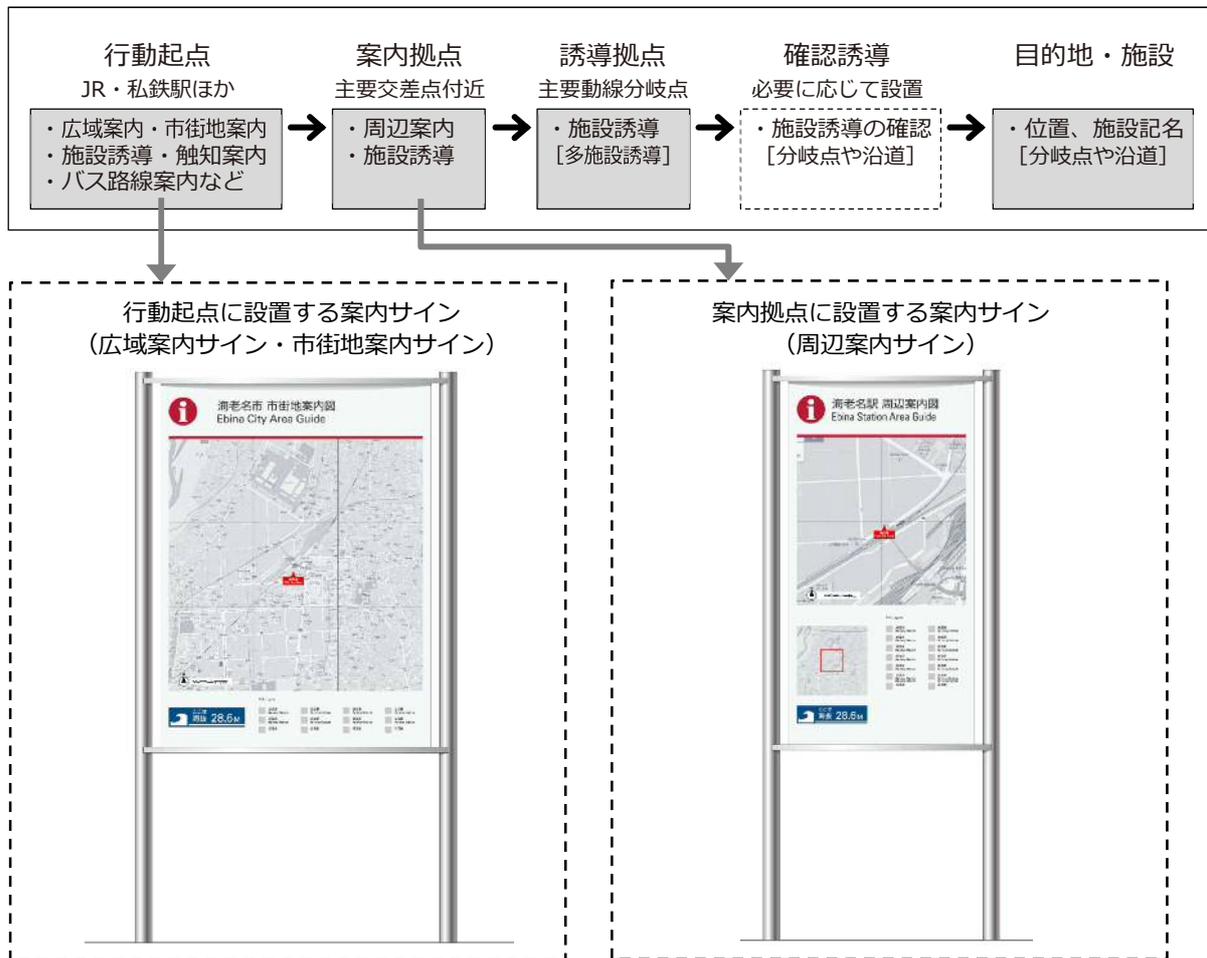
基準の項目	設置の基準	表示面の高さ	表示板の幅	表記の基準	地図の表記	文字の表記	凡例の表記	案内・誘導施設	色彩	その他
サインの種類										
案内サイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
誘導サイン	○	○	-	○	-	-	-	○	-	
記名サイン	○	○	-	○	-	-	-	-	-	
説明サイン	○	○	-	○	-	-	-	-	-	
規制サイン	○	○	-	○	-	-	-	-	-	集約化
車両誘導サイン	○	○	-	○	-	-	-	○	○	配置ルート
通り名サイン	○	-	-	○	-	-	-	-	-	



(2) 案内サイン

1) 案内サインの種類と位置づけ

案内サインは「行動起点」および「案内拠点」に設置します。



○広域案内サイン

- ・行動起点に設置し、市域全域を表示します。主要な公共施設、地形、鉄道・道路などの交通網などの名称や位置の情報を提供する、市域全体における位置関係の把握を目的とするサインです。
- ・地図の縮尺（1/10000程度とし、利用に応じて表示範囲を調整します。）

○市街地案内サイン

- ・行動起点に設置し、駅や道路、公共施設、地域資源、広域避難場所などの名称や位置の情報を提供する、地域全体の概略案内を目的とするサインです。
- ・地図の縮尺（1/2000～1/4000程度とし、利用に応じて表示範囲を調整します。）

○周辺案内サイン

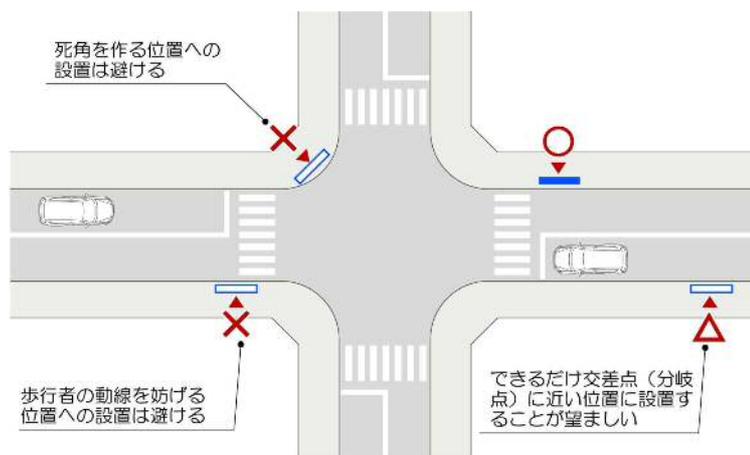
- ・案内拠点に設置し、周辺の街区構成、公共施設、地域資源、広域避難場所などの名称や位置の情報を提供する、歩行圏の詳細な案内を目的とするサインです。
- ・地図の縮尺（1/1000程度とし、利用に応じて表示範囲を調整します。）

2) 設置の基準

- 歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置します。
- 歩行者の円滑な移動を妨げないように配慮し、サイン設置後においても、十分な歩行者空間を確保します。
- 視覚障がい者ブロック（点字ブロック）の位置とサインの視認位置との関係に配慮して設置します。
- 道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意して設置します。
- 原則として、道路上に設置しますが、施設敷地内への設置が可能な場合、道路に面する歩行者の視認性が確保できる場所に設置します。

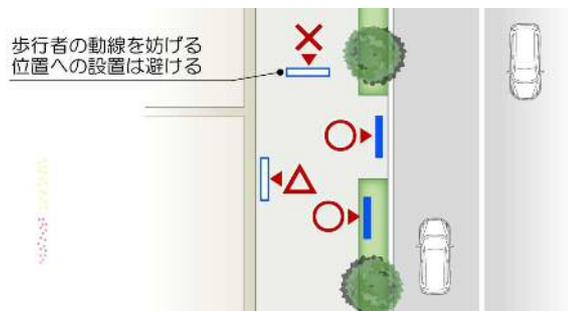
■ 交差点に設置する場合

交通の支障にならないように配慮しつつ、可能な限り、交差点（分岐点）に近い場所に設置します。



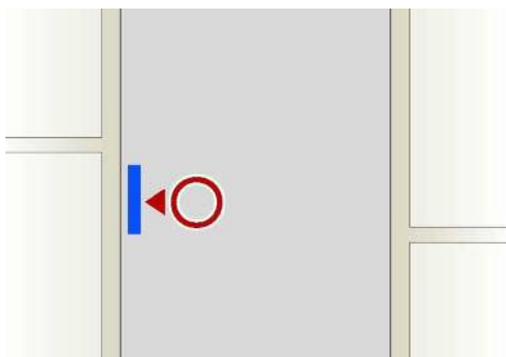
■ 歩道のある広幅員道路に設置する場合

街路樹及び標識等に配慮しつつ、歩道の道路側若しくは、植込み内等に設置します。



■ 歩道がない狭幅員道路に設置する場合

道路の敷地境界側に設置します。



■ 施設敷地内に設置が可能な場合

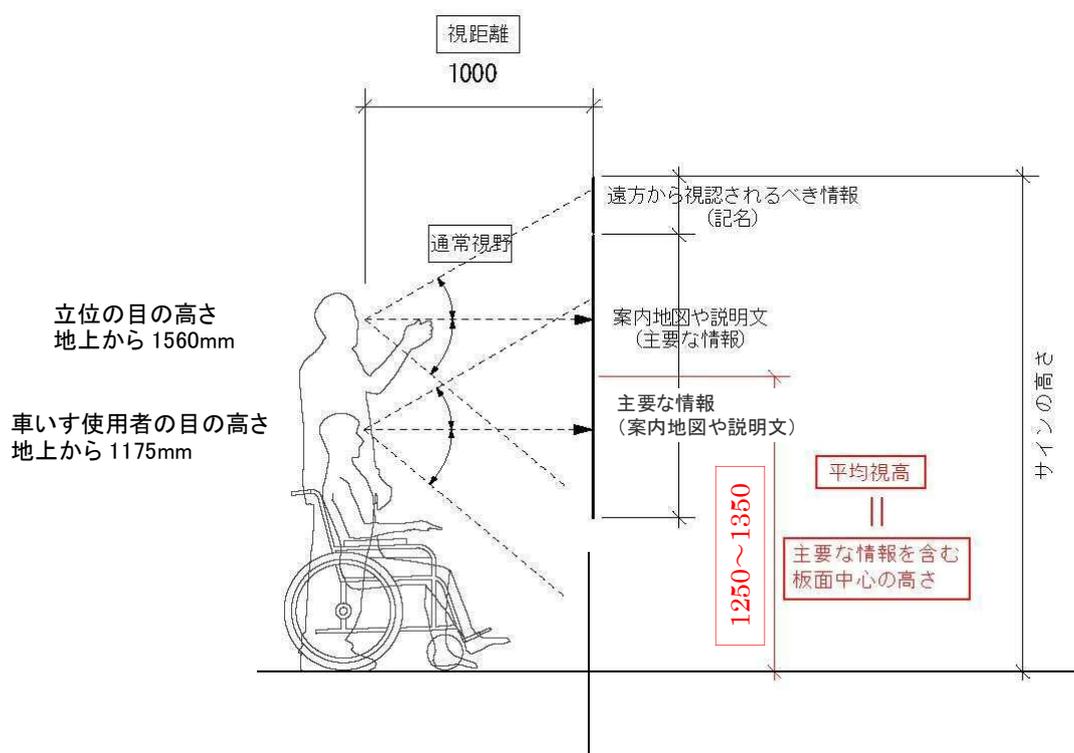
敷地内の歩道に面する見やすい場所に設置します。



3) 表示面の高さ

- サイン表示面の高さは、上下方向の視野、立位および車いす使用者双方にとっての見やすさに配慮し、主要な情報(案内地図や説明文)を含む表示面の中心を地上から 1250 ~ 1350mm 程度の高さを目安とします。

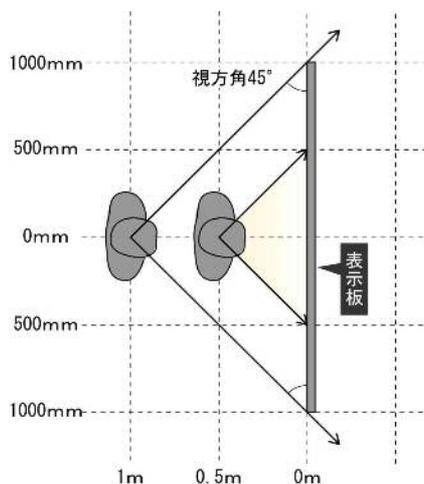
- サインを見る人の通常視野は水平より上方に 30°、下方に 40°であり、また立位および車いす使用者の双方にとって見やすい高さは地上から表示面中央まで 1250 ~ 1350mm が望ましいとされます。



参考：日本建築学会『建築設計資料集成 3 集』を元に作成

4) 表示板の幅

- 一度に板面全体を見ることが必要な標識は、縦横の幅は視距離に応じて視方に収まる範囲に設定します。



- 視方角（視軸と視対象のなす角度）が 45° 以下では表示内容の誤読率が増加します。そのため、視方角と視距離を意識した、適切な大きさ（幅）とします。

図 11 サイン表示面の幅の設定

参考：国土交通省総合政策局『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン』を参考に作成

5) 地図の表記

- 地図は、広域案内図（市全域程度のスケール）と市街地案内図（市街地の構造を把握するスケール）と周辺案内図（歩行圏を詳細に案内するスケール）の3つに分けられます。
- 各々の案内図の掲載情報・向き等は、表 5 を基本的な目安に設置場所の状況に応じて選択します。
- 現在地が把握しやすい、又は目的地までの経路が把握しやすい等の場合、状況に合わせて縮尺又は掲載範囲を変更可能とします。

※市内には住居表示が目的である「住居表示街区案内図」が設置されていますが、代用できる案内サイン（案内図）があれば、設置場所や目的に合わせて種類を選択し、設置の検討を行います。

※市街地案内図や周辺案内図と合わせて掲載する位置図（Key Map）については、広域（市全域等）の簡略化した地図情報に案内図の範囲を赤枠で表示します。

表 5 案内図の掲載情報・向き

種類	広域案内図	市街地案内図		周辺案内図	
利用目的	海老名市全域の概要を把握するための支援及び市内の他拠点への移動手段情報の手がかりを表示	市街地の構造を把握させ、現在地及び目的地の位置関係、並びに目的地までの具体的な手がかりを表示		現在地周辺の詳細な地域情報と周辺の施設概要の把握を支援	
主な掲載情報	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に立地する優先度の高い施設及び観光地等(広域避難場所等)を掲載 ・鉄道及び主要道路の表示 ・隣接市町村との位置関係の表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の中で優先度の高い施設、観光地、広域避難場所等を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 		<ul style="list-style-type: none"> ・市街地案内図より詳細な地域情報を掲載 ・鉄道、主要道路及びバス路線等の表示 	
案内図の向き	北を上 または前方を上	前方を上		前方を上	
案内図の表示サイズ (W mm×H mm)	900 ×900	900 ×900	600 ×600	900 ×900	600 ×600
掲載範囲	約 9.0km 四方	約 1.8km } 3.6km 四方	約 1.2km } 2.4km 四方	約 900m 四方	約 600m 四方
縮尺	1/10000 程度	1/2000~1/4000 程度		1/1000 程度	

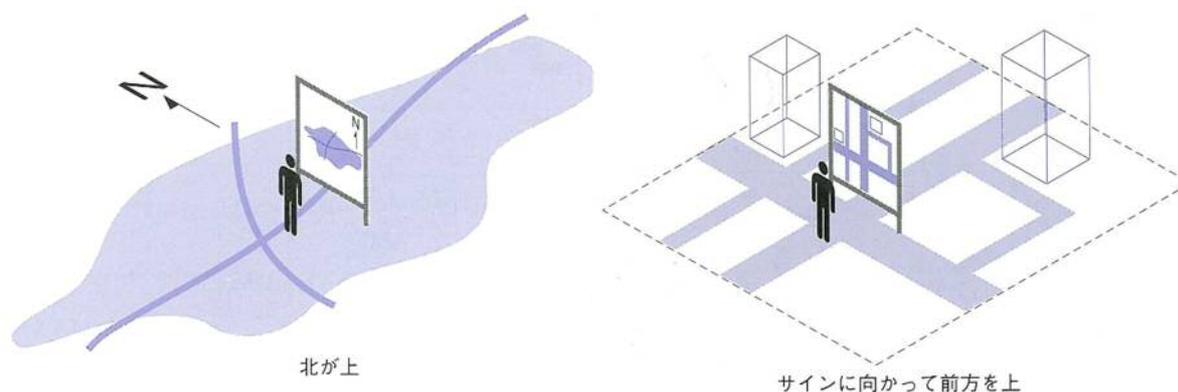


図 12 案内図の向き

出典：(財)都市づくりパブリックデザインセンター コミュニティーサインに関する研究会
『歩行者のためのコミュニティサイン』

6) 案内図内の文字・ピクトグラムの表記

- 案内図面に表記する施設名称は、基本的に和英併記とします。
- 案内図内の文字は、視距離 50cm を想定し、「旅客施設ガイドライン（視距離 1~2m）」に示される文字高の約 1/2 の大きさ以上(和文文字高:5mm 以上、英文文字高:4mm 以上)とします。
- 英文文字は、和文の 70~80%程度を基本とします。ただし、外国語表記の使用頻度が低いと考えられる場所などにおいては、和文の 50%以上とすることができます。
- ピクトグラムの大きさは、英字の 3 倍程度とします。
- 上記は目安であり、表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字サイズを変えて表示することも可能です。

参考：「道路案内標識ガイドブック」における文字・ピクトグラムのサイズの例

表 6 文字・ピクトグラムの大きさ

	ピクトグラム	和文	英文	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	-	18.0mm	14.0mm	県名、市名等(図中に境界があった場合)
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、県庁、市役所、区役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、郵便局、交番、埠頭、船舶、踏切等 町名※、丁目※
中小サイズ	-	-	5.0mm	番地※
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

※濃い灰色の表示とする

出典：国土交通省(監修)・(財)道路保全技術センター(編集)『地図を用いた道路案内標識ガイドブック』

7) 凡例の表記

- 凡例は、ピクトグラムを先頭に 2 言語表記で、左側に寄せます。
- 凡例に表記する表示施設名称は、固有名詞を表記しないものとします。
- 表示するピクトグラム数に応じて、追加表記スペースを確保します。
- 表示凡例数に応じて間隔を調整します。
- 2 言語の文字は白、ピクトグラムは黒のネガ表現とします。



※ 英字の文字高を h とした場合

図 13 凡例の表記例

8) 案内施設

案内サイン上の案内図（ベースマップ※）は、下記表 7 を参考に目的及び見やすさに配慮して、ベースマップ上に掲載する施設を選択します。

※ベースマップ：線及び面で構成されるもので、基本的な情報を表示するもの

表 7 案内図(ベースマップ)に掲載する施設(1/3)

項目	誘導施設	規模、条件等	ベースマップ	ピクトグラム	名称	
地勢	山、河川、湖、池、緑地、 栈橋等	全て	○		○	
行政界	市、町、村	名称、境界の表示	○		○	
	丁、番地	数字で表示	○		○	
道路	道路	高速道路、国道、県道、主要地方道	○		○	
		通称名のある通り	○		○	
	歩道	主要な道路等	○			
	歩行者専用道路等	主要な道路等	○		○	
	ペDESTリアンデッキ、 横断歩道橋	主要なもの	○			
	地下横断歩道、階段部	主要なもの	○			
	横断歩道	主要なもの	○			
	踏切	主要なもの	○	○	※1	
	インターチェンジ	主要なもの	○		○	
	交差点（信号機）	主要な交差点（信号マーク表示）			○	
	橋、トンネル等	主要なもの	○		○	
	交通施設	鉄道路線	全て	○		○
		鉄道駅	全て	○	○	○
駅出口		主要な箇所			○	
バス路線		全て（路線を統合）	○			
バス等の公共交通機関の ターミナル		全て		○	○	
バス停留所		全て（停留所は図記号）		○	△	
タクシー乗場		主要な場所等		○		
公共駐車場、公共駐輪場、 レンタサイクル		主要なもの		○		

○：掲載することを基本とする。

△：案内図の縮尺及び情報量により掲載の可否を判断する。

※1：固有名詞で表記するのではなく、「踏切」という表記にすることを指す。

表 7 案内図(ベースマップ)に掲載する施設(2/3)

項目	誘導施設	規模、条件等	ベースマップ	ピクトグラム	名称
移動円滑化 施設	公衆トイレ	使用時間制限がある場合の表記	△	○	
	エレベーター	道路上、公共交通機関出口等	△	○	
	エスカレーター	道路上、公共交通機関出口等	△	○	
	バリアフリー経路	特定経路、準特定経路	○		
情報拠点	案内所	有人の施設、観光案内所		○	
	情報コーナー	案内サインの設置箇所等		○	
公園	街区公園以上の公園	全て	○	○	△
観光名所	史跡、名勝、歴史的建造物	国、県、市指定の登録文化財になっている建造物、構造物等	○	○ ^{※1} ■	△
行政施設	市役所	全て（図記号◎を使用）	○	■	○
	県 機関	全て	○	■	○
	中央官庁又はその出先機関	全て	○	■	○
	警察署	全て	○	○	○
	交番	全て		○	※2
	消防署	主要なもの	○	■	○
	裁判所、税務署、法務局	主要なもの	○	■	○
	職業安定所	主要なもの	○	■	○
	コミュニティセンターほか その他の市施設	主要なもの	△	■	△
文化施設	図書館	公立全て		○	○
	文化会館、資料館など	公立及び公共性の高い主要な施設	○	■	○
スポーツ 施設	総合競技場、体育館	全て	○	○ ^{※1}	○
	スポーツセンター	全て	○	■	
	野球場、サッカー場、 テニスコート	公立の野球場	○	○	○
医療 福祉施設	病院	救急病院または病床数 100 以上の 病院	○	○	○
	保健福祉施設	公共性の高い主要な施設	○	■	○

○：掲載することを基本とする。

△：案内図の縮尺及び情報量により掲載の可否を判断する。

■：ピクトグラムに対応しない施設は、施設位置に■を表示する。

※1：ピクトグラム表示は施設用途に応じて記載する。

※2：固有名詞で表記するのではなく、「交番」、「郵便局」という表記にすることを指す。

表 7 案内図(ベースマップ)に掲載する施設(3/3)

項目	誘導施設	規模、条件等	ベース マップ	ピクト グラム	名称
教育 施設	大学、短大、高等学校、 中学、小学校	全て	○	■	○
	幼稚園	全て	○	■	○
	保育園	全て	○	■	○
	その他の教育施設	公共性の高い主要な施設	△	■	△
避難 場所	広域避難場所	市指定の避難場所		○	
	指定避難場所	市指定の避難場所（マーク表示）		○※1	
産業 施設	郵便局	普通郵便局	○	○	○
		特定・簡易郵便局		○	※2
	公益企業	NTT、ガス、電力会社の本支店	○	■	○
		公団、公社の本支店	△	■	△
	特殊法人	商工会議所など	○	■	○
金融機関	都市銀行、地方銀行本支店		○		
宿泊 施設	ホテル・旅館	利用者が多くランドマーク性が高い 大規模な宿泊施設	○	○	○
民間・ 商業 施設	大規模小売店舗	利用者が多くランドマーク性が高い 大規模な小売店舗 (敷地面積 10000m ² 以上を目安)	○	■	○
	レジャー施設	利用者の多い施設（ゴルフ場など）	○	■	○
その他	大規模建築物	ランドマーク性が高い、利用者が多 いと考えられる施設や地域での認知 度の高い施設	○	■	○
	その他	広域にわたり視認可能な高さを有す る施設、または区画の大部分を占め、 道路の結節点に位置し、地点認識に 有効とされる施設	○	■	○

○：掲載することを基本とする。

△：案内図の縮尺及び情報量により掲載の可否を判断する。

■：ピクトグラムに対応しない施設は、施設位置に■を表示する。

※1：ピクトグラム表示は施設用途に応じて記載する。

※2：固有名詞で表記するのではなく、「交番」、「郵便局」という表記にすることを指す。

9) 地図表示の色彩

使用色は、下表に示す色彩を基本とします。ただし、地図標識の色彩は、出力機器(プリンター等)により色彩が変わるため、各 Pantone No.の色見本に近い色彩を選択します。

■案内図の使用色

区分	施設名	色彩例	色 (Pantone No.)・仕様	(参考)CMYK値
緑地	森		376C 枠線:無し	→60-0-100-0
	公園・緑地		390C 枠線:無し	→40-0-100-0
	緑道		5865C 枠線:無し	→0-0-30-10
	水域 湖、池、河川		292C 枠線:無し	→50-10-0-0
施設	敷地		467C 枠線:線幅 0.1mm Process Black	→10-20-40-0 →0-0-0-100
	名称表記 一般施設		Warm Gray 1C 枠線:無し	→0-0-0-10
	名称表記 大規模競技場		Warm Gray 1C 枠線:線幅 0.2mm Process Black	→0-0-0-10 →0-0-0-100
	駅舎 高架等		Warm Gray 1C 枠線:線幅 0.2mm Process Black	→0-0-0-10 →0-0-0-100
	地下鉄 地下街		420C 枠線:線幅 0.2mm Cool Gray 10C	→0-0-0-25 →0-0-0-10
	歩道橋 ベデストリアンデッキ		Warm Gray 1C 枠線:線幅 0.2mm Process Black	→0-0-0-10 →0-0-0-100
	道路	高速道路		Warm Gray 4C 枠線:線幅 0.2mm Process Black
モール (歩行者専用道路等)			121C 枠線:無し	→0-10-70-0
現在地	現在地表示		Red 032C 枠線:無し 白文字表示	→0-100-100-0
鉄軌道	鉄道軌道		Cool Gray 9C 線幅:3.0mm	→0-0-065
	地下鉄軌道 (トンネル部)		Cool Gray 9C 線幅:3.0mm 破線	→0-0-065
	バス路線		Red 032C 線幅:0.35mm	→0-100-100-0
境界線	区境界線		Cool Gray 8C 線幅:2.0mm 一点鎖線	→0-0-0-55
	町境界線		Cool Gray 8C 線幅:1.0mm 破線	→0-0-0-55
	丁目境界線		Cool Gray 8C 線幅:1.0mm 点線	→0-0-0-55
バリアフリー経路		Red 032C 線幅:3.0mm 点線	→0-100-100-0	

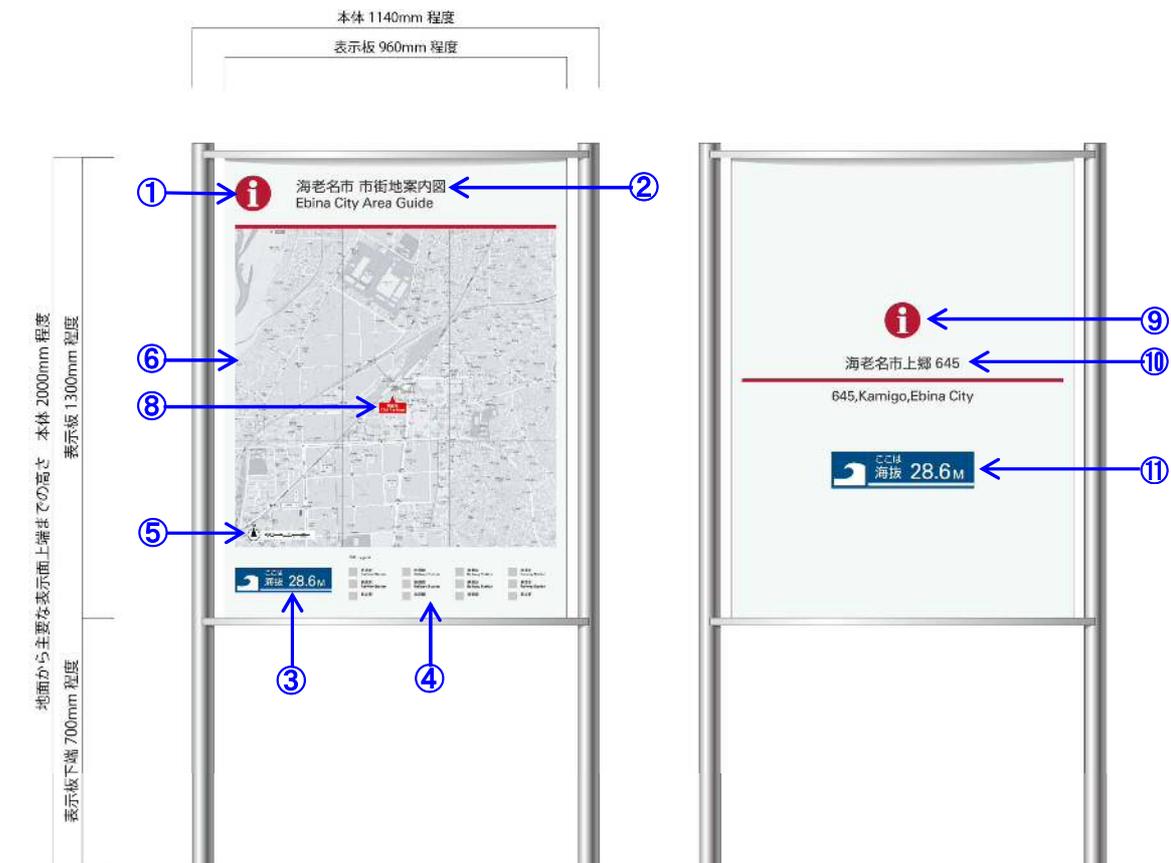
■その他の指定色

安全色青		100-60-10-0
安全色緑		100-20-70-0
安全色黄		0-20-90-0
横断歩道		0-0-0-40
住所等グレー文字		0-0-0-65
地下鉄出口番号地色		0-0-0-55
歩道橋階段		0-0-0-55

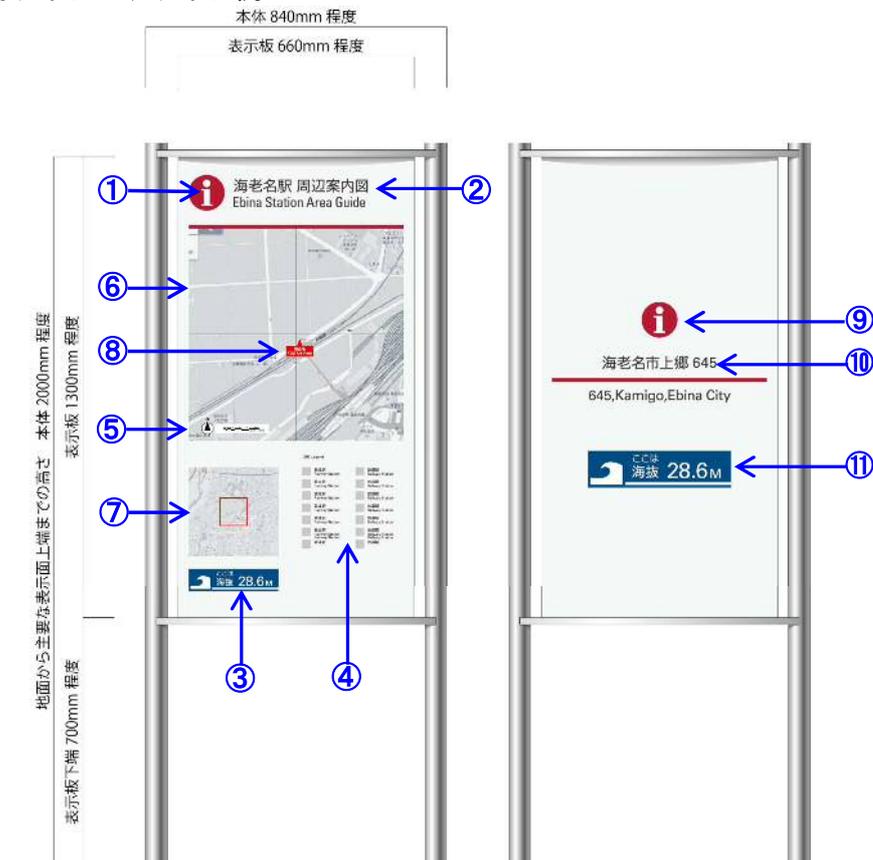
出典：国土交通省(監修)・(財)道路保全技術センター(編集)『地図を用いた道路案内標識ガイドブック』

10) 表記の基準

○広域案内サイン・市街地案内サインのデザイン例



○周辺案内サインのデザイン例



○表示面構成要素

■表 面

①インフォメーションマークのピクトグラム

- ・JIS 案内用図記号を使用します。[エビ茶色ネガ表示]

②案内サインの名称

- ・板面上部のわかりやすい位置に配置し、和文文字高は 40mm 以上、英文は和文の 70%程度とし、ルビは、和文の上に表示します。

③海拔表示

- ・設置地点の海拔を表示します。

④凡例

- ・凡例はピクトグラムに 2 言語表記とし、左寄せで表示します。

⑤方位と縮尺

- ・方位とスケールバーを表示します。
- ・表示範囲は、利用者の行動範囲に配慮し、直近の主要施設が表示されるよう柔軟に設定します。

⑥案内図

- ・現在地を中心に、主要施設が収まる範囲を表示します。
- ・広域案内サインは、「北を上」、市街地案内サイン・周辺サインは、設置するサインの位置に合わせて、「前方を上」を基本とします。
- ・案内図のベースマップには、道路・鉄道・河川・公園などを表現します。
- ・文字の大きさは、共通基準に定めるものを使用します。

⑦位置図 (key map)

- ・幹線道路、鉄道・海老名駅、河川などを簡略化して表現し、「北を上」として広域 (市全域等) を表示します。
- ・現在地点を赤枠で示します。

⑧現在地 (You are here)

- ・現在地は、共通基準で指定された色彩により、和英併記で表示します。

■背 面

⑨インフォメーションマークのピクトグラム (背面)

- ・JIS 案内用図記号を使用します。[エビ茶色ネガ表示]

⑩現在地住所 (背面)

- ・和文文字高は 40mm 以上、英文は和文の 70%程度で、設置地点住所を表示します。

⑪海拔表示

- ・設置地点の海拔を表示します。

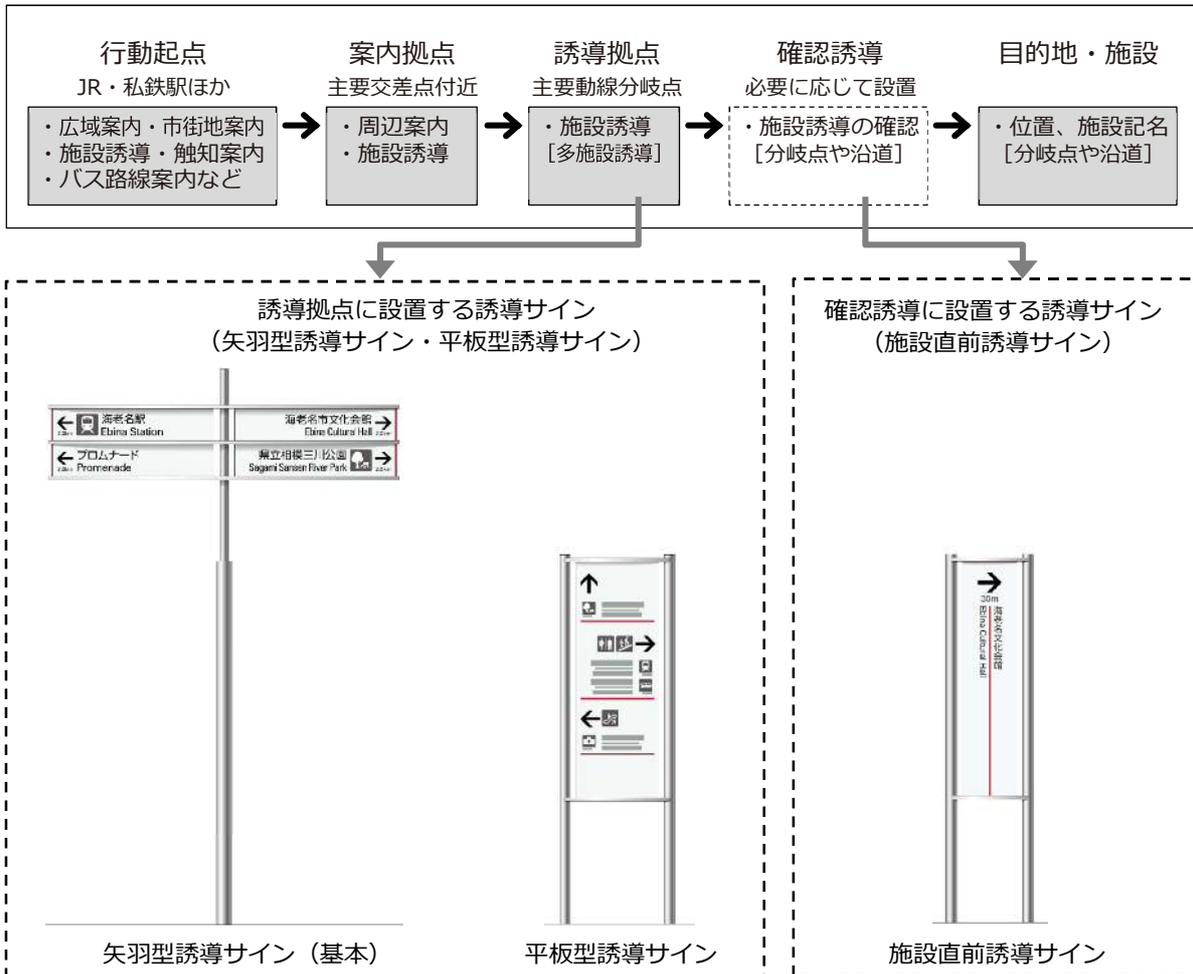
※背面には必要に応じて市政情報等の掲示板を設置します。

※サイン配置により背面が隠れる場合には、必ずしも背面の情報を表示する必要はありません。

(3) 誘導サイン

1) 誘導サインの種類と位置づけ

誘導サインは「誘導拠点」および「確認誘導」に設置します。



○矢羽型誘導サイン

- ・主要動線の分岐点などの誘導拠点に設置する施設誘導を目的としたサインです。
- ・誘導拠点における誘導サインは、矢羽型を基本として設置します。

○平板型誘導サイン

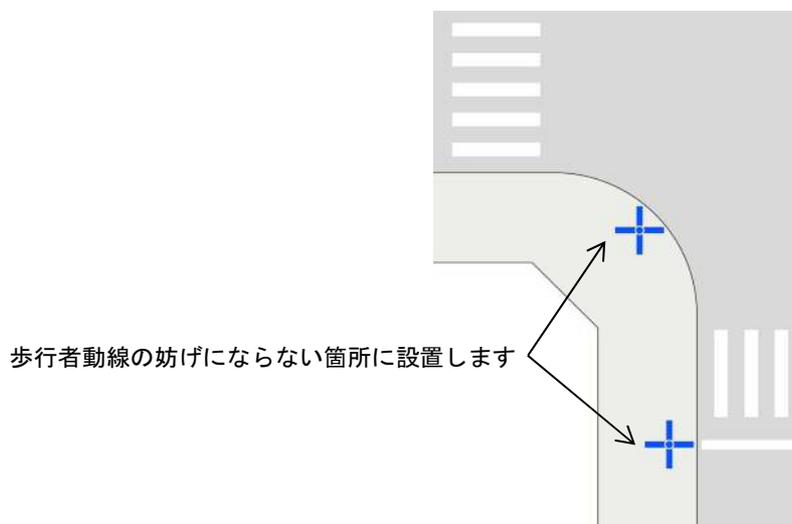
- ・主要動線の分岐点などの誘導拠点に設置する施設誘導を目的としたサインです。
- ・十分な歩行スペースを確保できない場所においては、矢羽型に限らず必要に応じて平板型誘導サインを設置することができます。

○施設直前誘導サイン

- ・主要動線から分岐した先の確認誘導が必要な箇所に設置する施設誘導を目的としたサインです。
- ・観光資源（「歴史のさんぽみち」掲載史跡等）などの、限られた施設へ誘導する際に用います。

2) 設置の基準

- ・誘導サインは、歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置します。
- ・歩行者の円滑な移動を妨げないよう位置及び高さに配慮します。
- ・道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意して設置します。
- ・歩行者および車両からの交通標識の視認を妨げない箇所に設置します。



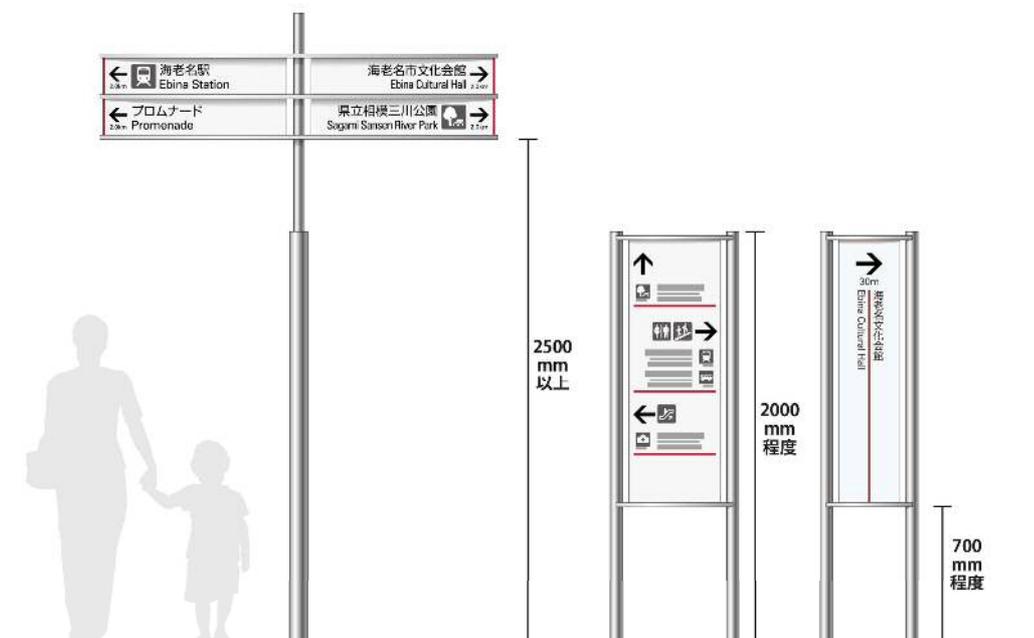
3) 表示面の高さ

○矢羽型誘導サイン

- ・矢羽の下端が、設置面から 2500mm 以上とします。

○平板型誘導サイン・施設直前誘導サイン

- ・歩行者からの視認性に配慮し、設置面からの主要な表示面の高さは、上端を 2000mm 程度、下端を 700mm 程度とします。



4) 誘導施設

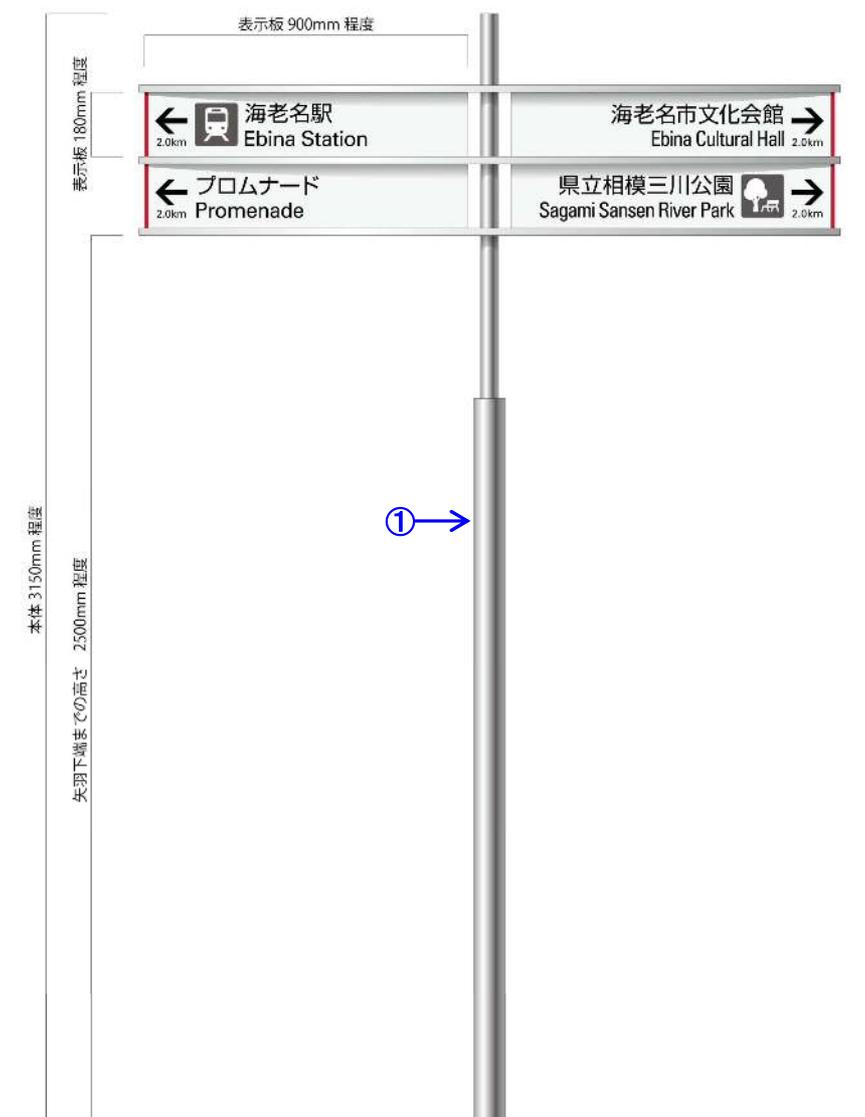
歩行者向けに誘導サインを掲出する施設は、主に以下の表 8 に示すものとし、その他の施設については必要に応じて掲出を検討するものとします。

表 8 歩行者向け誘導サインで誘導する主な施設例

項目	誘導施設	規模・条件等
行政施設	海老名市役所	主要な行政機能を担うもの 市内外から広く来街者があるもの
	海老名警察署	
	海老名消防署	
文化施設	海老名市文化会館	市内外から広く来街者があるもの
	海老名市立中央図書館	
	海老名市立有馬図書館	
	歴史資料収蔵館	
医療・福祉施設	海老名総合病院	救急病院の当番に入っているもの 健康・福祉に関する行政施設
	さがみ野中央病院	
	湘陽かしわ台病院	
	海老名市立総合福祉会館	
産業施設	海老名商工会議所	市内外から広く来街者があるもの
	神奈川県産業技術センター	
交通施設	海老名駅	主要な交通結節点 行動起点となるもの
	厚木駅	
	さがみ野駅	
	かしわ台駅	
	門沢橋駅	
	社家駅	
公園・スポーツ施設	海老名 SA	市内外から広く来街者があるもの
	えびな市民活動センター（ビナスポ）	
	海老名運動公園	
	北部公園	
	中野公園	
公園	県立相模三川公園	近隣公園、運動公園、特殊公園（風致公園、歴史公園）のうち前項に既出でないもの
	海老名中央公園	
	東柏ヶ谷近隣公園	
	大谷近隣公園	
	清水寺公園	
	浜田歴史公園	
	ひさご塚公園	
今福薬医門公園		
観光名所	相模国分寺跡	国指定史跡・文化財を有するもの
	相模国分尼寺跡	
	相模国分寺	
	秋葉山古墳群	
	龍峰寺	

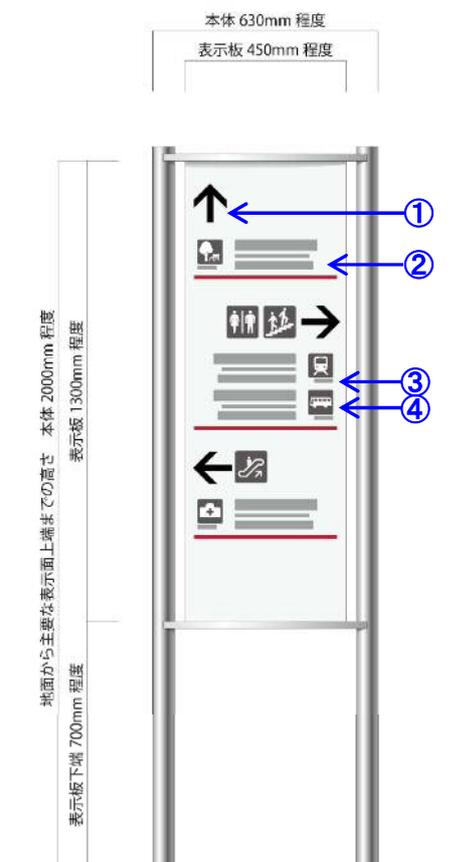
5) 表記の基準

○ 矢羽型誘導サインのデザイン例



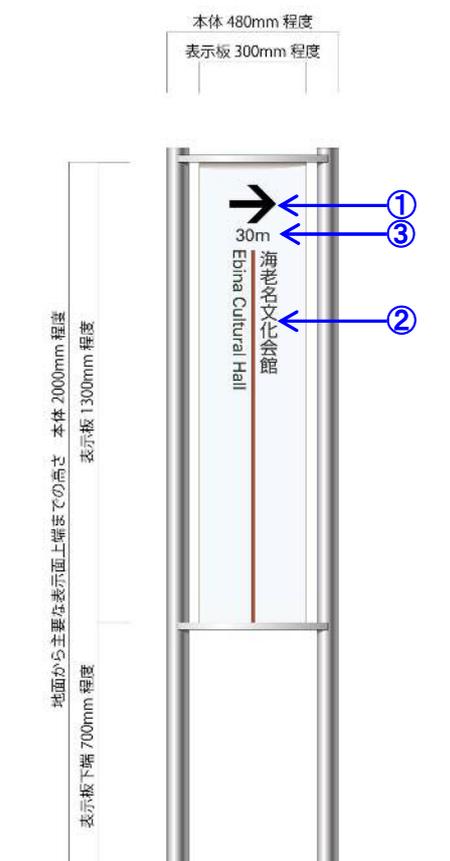
- ① 支柱などの形状や色彩は、景観に配慮したデザインを採用します。
- ② 誘導する方向に合わせて矢羽を設置すること基本とし、それぞれの方向に複数の施設表示を行う場合は、距離の遠い方を上部に表示します。
- ③ 公共施設名称の前に表示するピクトグラムは、JIS 標準ピクトグラムを使用し、濃灰色のネガ表現とします。
ピクトグラムのない施設名称は、ピクトグラムの先頭に合わせ詰めて表記します。

○平板型誘導サインのデザイン例



- ①方面を示す矢印は、直進・右・左方面の順で表示し、この方面にある階段やエレベータ・エスカレータ・トイレ・案内所・駐車場・スロープは、矢印の後にJIS標準のピクトグラムのみで表示させます。
- ②施設を表示する順序は、各方面ごとに距離の遠い施設から順に表示します。
- ③主要施設までの距離表示は、ピクトグラムの下に表記します。
1000mまでの距離は10mピッチで表示し、1km以上は、0.1kmピッチで表示し端数は使用しないものとします。
- ④公共施設名称の前に表示するピクトグラムは、JIS標準ピクトグラムを使用し、濃灰色のネガ表現とします。
ピクトグラムのない施設名称は、ピクトグラムの先頭に合わせ詰めて表記します。

○施設直前誘導サインのデザイン例



- ①「矢印」表記は、JIS標準ピクトグラムを使用し、表記文字は、他のサインと同じ角ゴシック体を使用します。
- ②和英併記は、和文の左側に縦書きとします。
- ③主要施設までの距離表示は、方向を示す矢印の下に表記します。1000mまでの距離は10mピッチで表示し、1km以上は、0.1kmピッチで表示し端数は使用しないものとします。

(4) 記名サイン

1) 設置の基準

- 記名サインは、目的地となる施設に設置する、施設名称を示すサインです。
- 公共施設の利用者動線を考慮し、主要な入口付近に設置します。
- 記名サインの設置場所は、敷地に面する歩道側から視認でき、公共施設に面する道路の反対側の歩道からも視認できる位置とします。

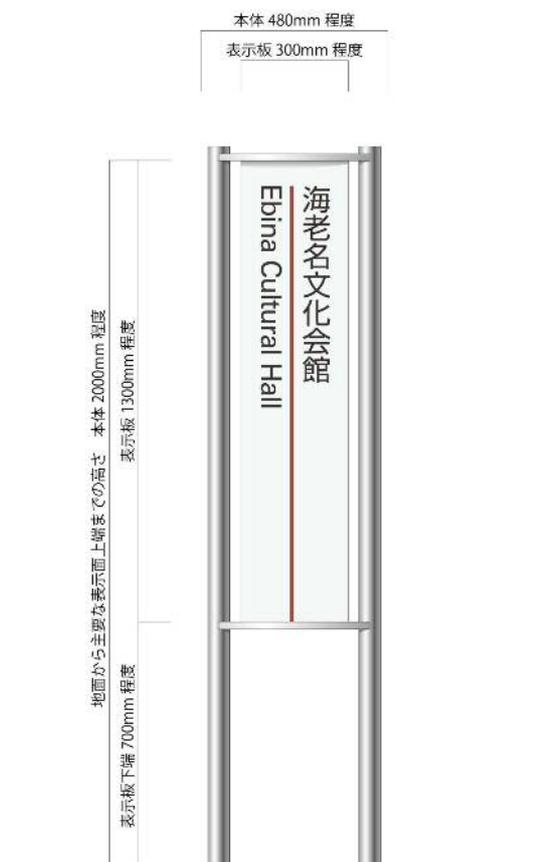
2) 表示面の高さ

- 歩行者からの視認性に配慮し、主要な表示面上端は 2000mm 程度以下に抑えます。
- 設置する施設に合わせ、デザイン（素材・色彩）を考慮したものとし、周囲の景観と調和の取れた大きさ・形状とします。

3) 表記の基準

- 公共施設に面する道路の反対側歩道から判読できる文字の大きさとします。
- 同じ建物に複数の施設がある場合は、建物名称や代表する施設名称を上位に表示します。

○記名サインのデザイン例



(5) 説明サイン

1) 設置の基準

- 説明サインは、公共施設や観光施設に設置する、施設や地域のあらましを説明するサインです。
- 説明する施設や観光資源の近くに設置します。
- 施設内における来街者の動線に配慮し、立ち止まって読むことのできるスペースを確保できる場所に設置します。

2) 表示面の高さ

- 歩行者からの視認性に配慮し、主要な表示面上端は 2000mm 程度以下に抑えます。
- 設置する施設に合わせ、デザイン（素材・色彩）を考慮したものとし、周囲の景観と調和の取れた大きさ・形状とします。

3) 表記の基準

- 施設や観光資源の持つ景観と調和のとれた簡素なデザイン（素材・色彩）とします。
- 説明文について、英文と併記する場合は、和文と英文を区別して表示します。難解な名称・用語には、ふりがなを振ります。
- 写真やイラストの大きさ・配置は必要に応じて変更します。

○説明サインのデザイン例



(6) 規制サイン

1) 設置の基準

- 規制サインは、その地区や施設におけるルールを示すサインです。
- 歩行者の通行の妨げとならない位置に設置します。
- 車両等の交通に関する規制サインは、「道路標識設置基準」に準じます※。

※平成27年現在に於いては、昭和62年策定の道路標識設置基準を参照しています。

2) 表示面の高さ

- 歩行者からの視認性に配慮し、設置面からの主要な表示面の高さは、上端を2000mm程度、下端を700mm程度とします。
- 一連のサインシステムエリア内では、周辺に設置される案内・誘導サインなどと高さや色彩などをそろえます。

3) 表記の基準

- 共通基準で示したJIS標準のピクトグラムを使用し、他のサインで表示するピクトグラムと整合性を図ります。
- 規制内容の説明など使用する文字数は、理解できる範囲で少なくします。
- 文字高は、視距離1m以内で判読できる9mm以上とします。
- 規制範囲などを示す地図の表記は、案内サインで使用する地図と同様の表記とします。

○規制サインのデザイン例



4) 集約化の基準

- 規制・禁止サインは、規制・禁止される行為の発生が予想される場所で、規制・禁止行為を未然に防ぐあるいは規制・禁止されている行為を事前に周知するために設置します。
- 設置場所の選定にあたって、設置エリアの主な行動動線を踏まえ、規制・禁止行為の発生に結びつく行動動線が交差する地点では、集約化の検討を行います。
- 周辺の案内・誘導サインなどと、本体サイズ・色彩などの統一化を図ります。
- 規制の種類によって、必要な独自の情報の表示スペースを確保します。

○規制サインのデザイン例（複数の規制を同一表示面に集約した場合）



【複合サインとする場合のデザイン例】

複数のサインを同一の場所に設置する場合は、必要に応じて複合化を図ります。デザインの例を以下に示します。

- 複数のサインを複合化する場合は、各種サインの基準を踏まえてデザインします。
- サインの配置・向きについて、各種サインと整合が取れるよう配慮します。

○複合サインのデザイン例（案内サインと誘導サインを複合化した場合）



(7) 車両誘導サイン

1) 設置の基準

- 車両誘導サインは、運転者を主対象に、施設などの方向及び位置を示すサインです。
- 原則として、最新の「道路標識設置基準」に準じます*。
- 車両誘導サインは、原則、市内外からの車両での利用が多い施設について設置するものとし、地域・地区レベルの施設については誘導サインを設置しません。(表 10 参照)
- その施設が主要道路に面していないなど位置が分かりにくい場合は、施設の入り口に近い主要アクセス道路に車両誘導補助サインを設置します。
- 「海老名市都市計画マスタープラン」において都市幹線軸として定義されている各幹線道路同士の主要交差点に地点名表示を配し、及びこれと交差する各施設への主要アクセス道路に車両誘導サインを設置します。
- 各施設への誘導は、概ね半径 2km 圏内から行き、主要道路に必要なに応じて設置します。
- 車両誘導補助サインは、サインの位置が低く信号の位置と離れているため、視線が上下してしまい、信号が設置されている規模の道路にはあまり適していません。そのため、原則として車両誘導サインを採用するものとし、設置場所の状況により、やむを得ない場合にのみ車両誘導補助サインを採用します。
- 設置位置は、道路に設置する場合は幅員が 2.5m 以上の歩道とし、車道側に張り出すように設置します。
- 信号機やほかの道路標識などの視界の妨げにならないようにします。
- 設置方法は、独立設置、既設盤の張替え又は併記、歩道橋への共架等、個別に検討します。
- 既に設置されている道路管理者の道路案内標識との一体化について検討します。
- 設置にあたっては必ず道路管理者、交通管理者と協議を行います。

*平成 27 年現在においては、昭和 62 年策定の道路標識設置基準を参照しています。

表 9 本ガイドラインで扱う車両系サインの種類

	車両誘導サイン	車両誘導補助サイン	地点名表示
イメージ			
設置場所	幹線道路	施設近傍 (必要な場合のみ)	主要交差点

■車両誘導サイン配置の考え方

サインは、幹線道路上における道路標識の整備状況に応じて柔軟に配置し、過剰な整備を避けます。以下のイメージを市内の道路網に適応し配置します。

- ・車両誘導サインは原則として目的地から概ね半径 2km 圏内から設置し、2km 圏外においては乱立を避けるため、間違えやすい分岐路がある場合など必要に応じて設置するものとします。
- ・車両誘導サインの設置の検討においては、極力幹線道路を通行する経路をルートとして設定します。
- ・サインは、想定される主要な経路において、幹線道路上の主要な交差点に十分な先行距離をとって設置します。
- ・目的地からの距離に関わらず、主要交差点には地点名表示を設置します。

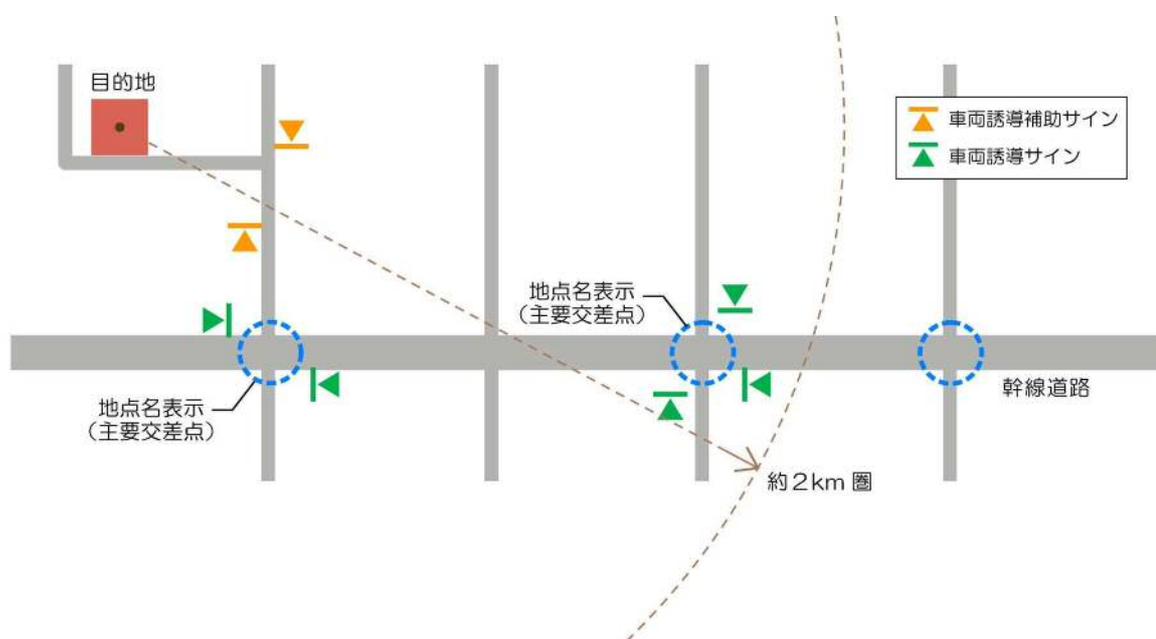


図 14 車両誘導サインの配置イメージ

2) 誘導施設

車両向けに誘導サインを掲出する施設は、主に以下の表 10 に示すものとし、その他の施設については必要に応じて掲出を検討するものとします。

表 10 車両誘導サインで誘導する主な施設例

項目	誘導施設	規模・条件等
行政施設	海老名市役所	主要な行政機能を担うもの 市内外から広く来街者があるもの 来街者用の駐車場が完備されているもの
	海老名消防署	
	海老名警察署	
文化施設	海老名市文化会館	市内外から広く来街者があるもの 来街者用の駐車場が完備されているもの
	海老名市立中央図書館	
	海老名市立有馬図書館	
医療・福祉施設	保健相談センター	救急病院の当番に入っているもの 健康・福祉に関する行政施設 来街者用の駐車場が完備されているもの
	海老名市医療センター	
	海老名市立総合福祉会館	
	海老名総合病院	
	さがみ野中央病院	
産業施設	海老名商工会議所	市内外から広く来街者があるもの 来街者用の駐車場が完備されているもの
	神奈川県産業技術センター	
公園・スポーツ施設	えびな市民活動センター (ピナスポ)	市内外から広く来街者があるもの 来街者用の駐車場が完備されているもの
	海老名運動公園	
	北部公園	
	中野公園	
	県立相模三川公園	
交通施設	海老名駅	主要な交通結節点 行動起点となるもの
	厚木駅	
	さがみ野駅	
	かしわ台駅	
	門沢橋駅	
	社家駅	
	海老名 SA	

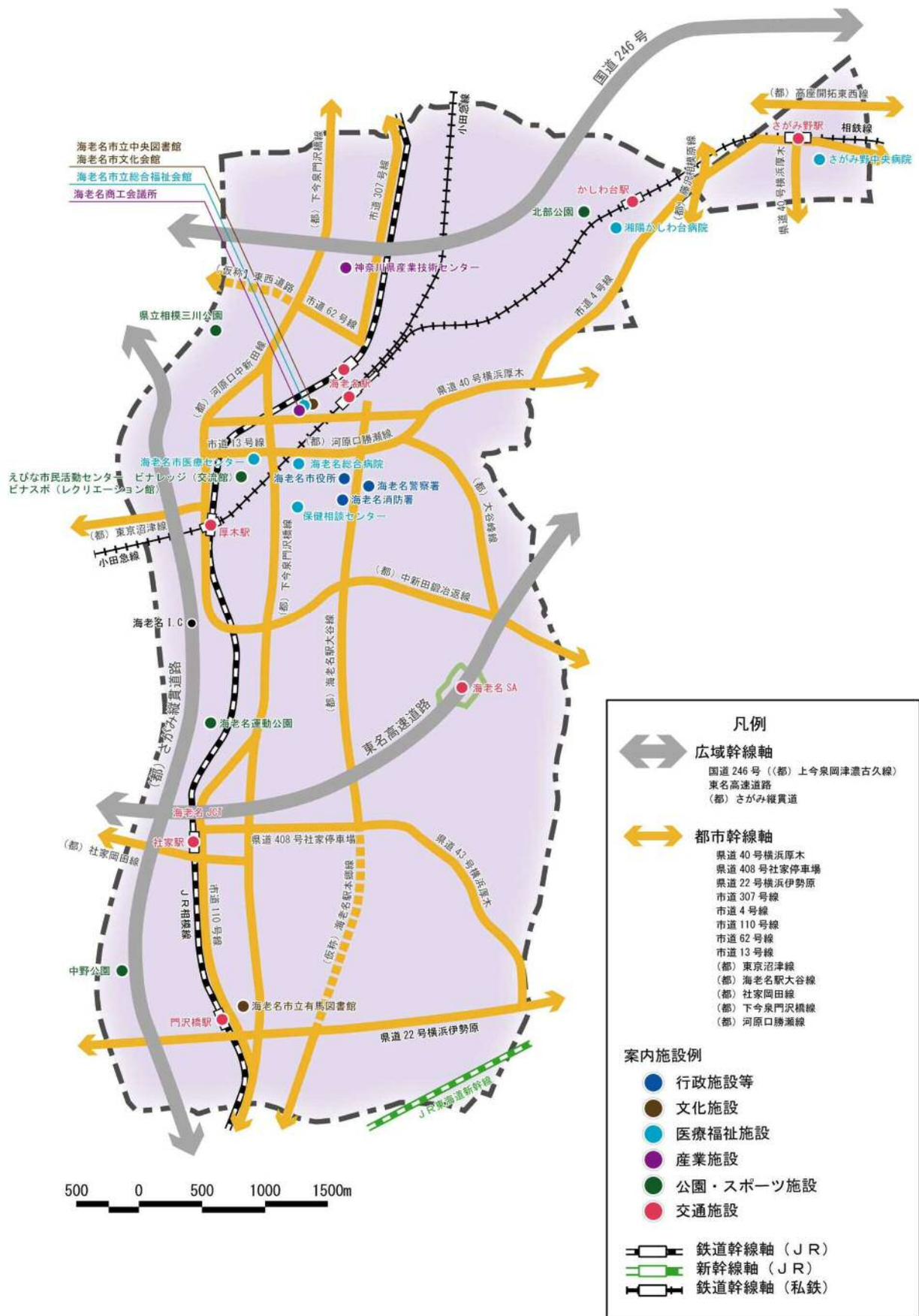


図 15 都市幹線軸と案内施設例

3) 表示面の高さ・表記の基準

- 原則として、最新の「道路標識設置基準」に準じます※。
- 文字の大きさは、一般道路では、設置される道路の設計速度に対応して設定します。
- 原則として、和英併記とします。
- なお、併記に当たっては、左寄せ頭合わせを基本とします。
- ピクトグラム等の使用により分かりやすくします。
- 施設までの距離と方向を矢印表示します。
- 複数の施設が集中する地区においては、直近のものから3施設までを表示し、多くの施設名を表示することは避けます。
- サインは、全市域同じデザインとしますが、既存サインは更新期に統一を図ります。

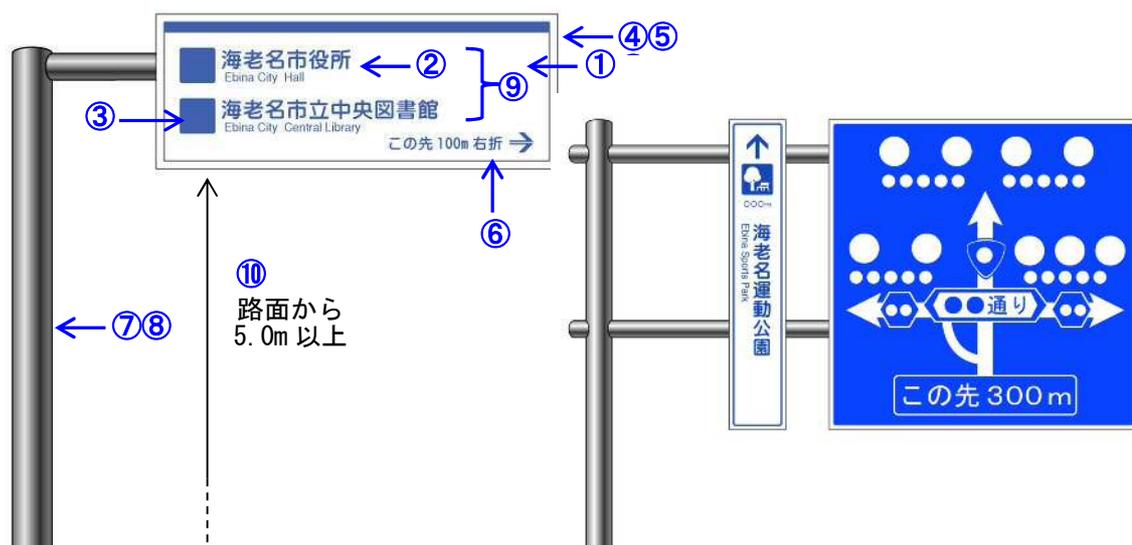
※平成27年現在においては、昭和62年策定の道路標識設置基準を参照しています。

表 11 車両系サインにおける文字・ピクトグラムのサイズ

	車両誘導サイン	車両誘導補助サイン	地点名表示
想定される 車両速度	40~60km/h	20~30km/h	-
和文文字高	200mm	100mm	200mm
英文文字高	100mm	50mm	100mm
数字文字高	140mm	70mm	140mm
ピクトグラム の大きさ	340mm	170mm	340mm

出典：社団法人日本道路協会『道路標識設置基準・同解説』

○車両誘導サインのデザイン例



<単独で設置する場合>

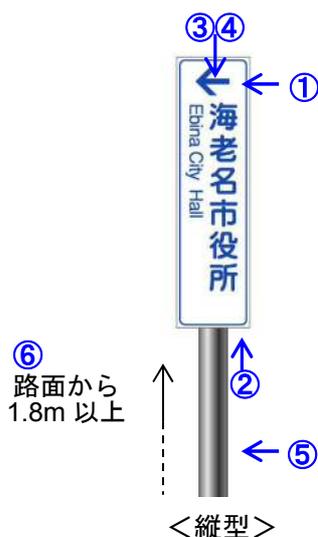
<道路標識に添加する場合>

- ① 盤面は、原則として白地、文字は青字とし、和文文字高 200mm、英文文字高 100mm とします。（設計速度 40～60km/h）
- ② 文字の書体は、和文：丸ゴシック系、英文：サンセリフ系とします。
- ③ ピクトグラムは、共通基準で指定された JIS 標準のピクトグラムを 340mm の高さで使用し、青色のネガ表現とします。
- ④ 視認性を高めるため、サイン上部に 100mm 程度の青ライン（アイキャッチカラー）を付けることを原則とします。
- ⑤ アイキャッチカラーは、車両による移動が各地区にまたがるため、市内全域で同じとし、統一を図ります。
- ⑥ 誘導施設の方向と距離の表示を行います。
- ⑦ 支柱の色は、原則灰色とします。
- ⑧ 原則逆 L 型の支柱としますが、道路の状況、記名施設数に応じ、信号や既存道路標識等への添架式を選択できるものとします。
- ⑨ 単独で設置する場合においては、表示する施設は直近のものから 3 箇所までとします。
- ⑩ 盤面の下端の高さは、路面から 5.0m 以上とします。

※目安となる表示レイアウトにより、関係部署と調整を行い決定します。

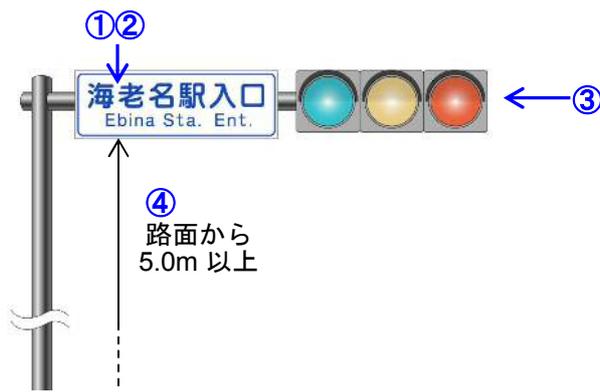
○車両誘導補助サインのデザイン例

- ・原則として、縦型を使用します。



- ① 盤面は、原則として白地、文字は、青字とし、和文文字高 100mm、英文文字高 50mm とします。（設計速度 20～30km/h）
 - ② 文字の書体は、和文：丸ゴシック系、英文：サンセリフ系とします。
 - ③ 矢印表記は、共通基準で指定された JIS 標準のピクトグラムを 170mm の高さで使用します。
 - ④ 誘導施設の方向の表示を行います。
 - ⑤ 支柱の色は、原則灰色とします。
 - ⑥ 盤面の下端の高さは、路面から 1.8m 以上とします。
- ※横型は、盤面が道路と平行となるように設置します。

○地点名表示のデザイン例



- ① 盤面は、原則として白地、文字は、青字とし、和文文字高 200mm、英文文字高 100mm とします。
- ② 文字の書体は、和文：丸ゴシック系、英文：サンセリフ系とします。
- ③ 信号機への共架とします。
- ④ 盤面の下端の高さは、路面から 5.0m 以上とします。

(8) 通り名サイン

1) 設置の基準

- 「通り名（通称名）」がつけられた道路を対象に、「通り名」を周知するために設置するサインです。
- 歩行者及び車両の動線、信号機・道路標識、他の構造物の位置に配慮して設置します。
- 設置方法は、独立設置、道路構造物への添加、道標型の誘導サイン等、個別に検討します。

2) 表記の基準

- 原則として、最新の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に準じます*。
- 原則として、和英併記とします。

※平成 27 年現在においては、平成 26 年改正の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参照しています。

7 整備、維持・管理

7 整備、維持・管理

(1) 整備、維持・管理の流れ

【新規サイン】

- ・本ガイドラインに基づき整備した公共サインは、本ガイドラインに基づくサイン台帳により管理します。
- ・本ガイドラインに則したデザインとします。ガイドラインとの整合性は、適合チェックシートを用いて確認します。
- ・設置後、定期的な清掃、保守点検を行い、必要に応じ、補修、改修等を行います。

【既存サイン】

- ・既存のサインについて、サイン本体の老朽化、表示面の破損、情報内容の間違い等基本となる機能の点検を行います。
- ・定期点検の際、本ガイドラインに基づくサイン台帳に記録し、管理します。
- ・必要に応じ、補修・更新を行うものとします。

破損の程度が大きく改修が必要な場合には、本ガイドラインに示す基準にあったサイン新設をするものとします。

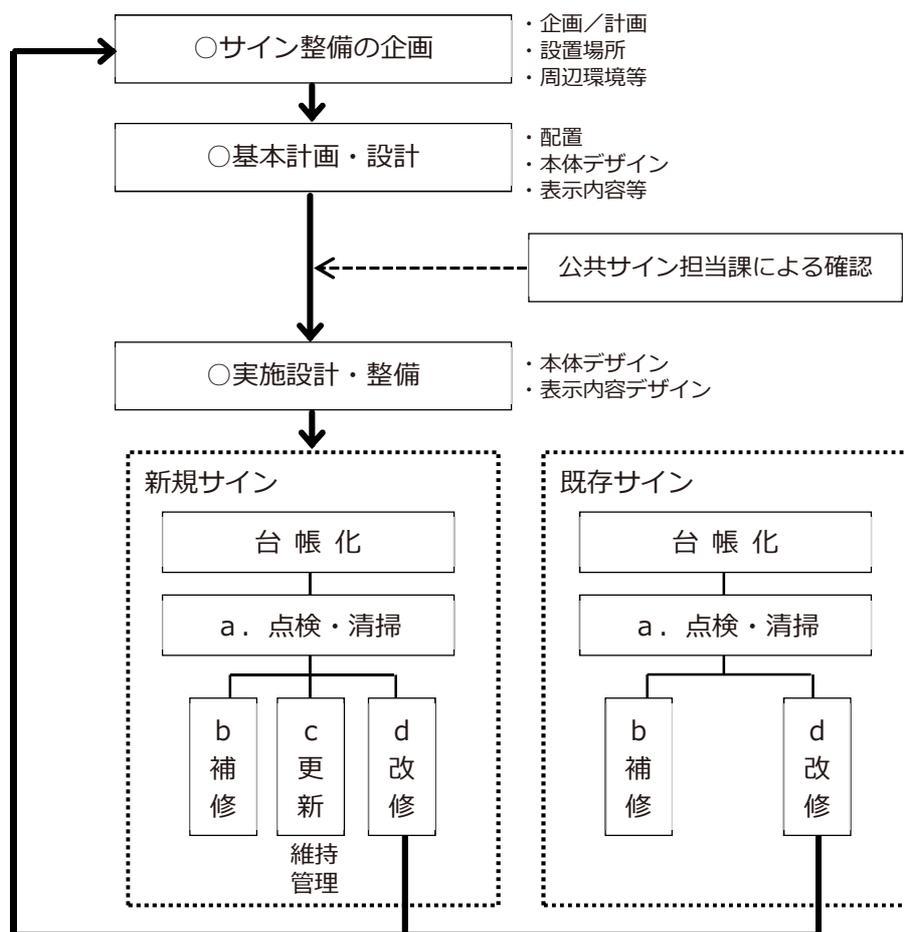


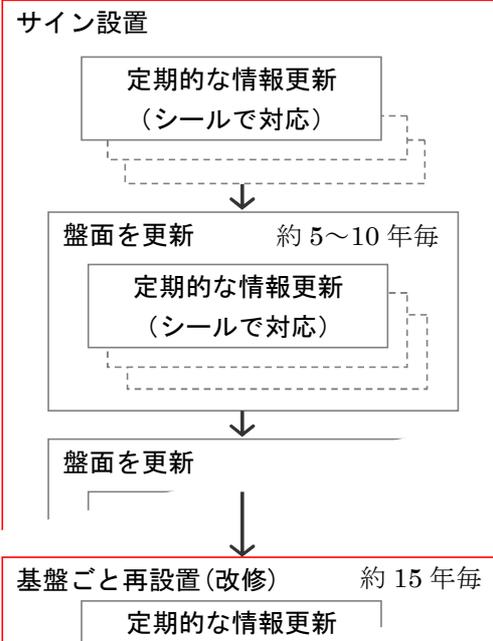
図 16 サインの整備、維持・管理の流れ

a. 点検・清掃

- サイン設置後の定期的な点検は、以下のチェックシートを用いて行い、部分的な補修や更新、廃止に伴う全面改修に関して判断を行います。定期点検と合わせて、清掃を行うものとします。

b. 補修

- サインは比較的時間の経過に左右されない情報を掲載するものとし、情報の更新については定期的なメンテナンスによる対応を基本とします。ただし、予定している更新の前でも、情報の変更等がある場合は、必要に応じて補助的なメンテナンスを行い、情報を更新します。



c. 更新

- サイン設置から 5~10年毎 (盤面の印刷の耐用年数程度)、もしくは、情報更新量が多くなりシートでの補修が目立つ場合には、盤面ごと更新するものとします。



サイン更新の考え方

d. 改修

- サイン設置からおおよそ 15年毎 (主要部材の耐用年数程度)に、基盤を含めたサイン全体を改修するものとします。

海老名市公共サイン 基準適合チェックシート		作成	課	サイン
		チェック実施日	年 月 日	担当者
車両誘導補助サインの個別基準				
①設置の基準	海老名市公共サイン 基準適合チェックシート	作成	課	サイン
■誘導標識設置	誘導サインの個別基準	チェック実施日	年 月 日	担当者
■幹線道路の交差				
■設置方法は、保	①設置の基準	参照	通	不
■設置にあたって	■誘導サインは、歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置されていますか。			
	■歩行者の円滑な移動を妨げないように配慮していますか。			
②交差点名称	■道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意して設置されていますか。			
■地点名表示に	■歩行者および車両からの交通構造物の視認性を妨げない箇所に設置されていますか。			
	■道標型の誘導サインは、歩行者境界や道路境界などの狭いスペースに設置する場合にのみ使用されていますか。			
③表記の基準	②表示面の高さ			
■文字の大きさは	■矢羽型誘導サインは、矢羽の下端が設置面から2500mm以上の高さになっていますか。			
■和英併記にな	■平板型誘導サインは、歩行者からの視認性に配慮し、表示面上端は1800mm程度の高さに抑えられていますか。			
	■道標型誘導サインは、サインの上端の高さを900mmから1200mm程度の高さとなっていますか。			
④デザイン	③誘導施設			
■ガイドラインに基	■歩行者向け誘導サインで誘導する施設は、表Oに掲載されているものですか。			
	④デザイン			
	■ガイドラインに基づいた誘導サインのデザインが正しく使われていますか。			

新規サイン整備における基準適合チェックシート
共通基準+サイン種別ごとの個別基準の二枚を使用する

(2) サイン台帳による管理

- ・本ガイドラインに基づいて設置したサイン及び既存のサインは、各所管課において、本体形状、表示面、構成内容、情報内容などの維持管理に必要な項目について、本ガイドラインに基づくサイン台帳※に記録し、現況写真は別途に管理します。
- ・次頁に示す定期点検チェックシート等を使用して点検を行い、補修・更新等の履歴も整理します。
- ・公共サイン担当課は、各所管課で整理したデータのとりまとめを行うこととし、整備後の定期点検や補修が適切に行われているかの確認に活用します。
- ・とりまとめは、本ガイドラインに基づくサイン台帳※により行います。

※自課で作成した台帳を併用して管理しても構いません。

【新規整備における維持・管理項目】

- ・設置状況 [見取り図／設置状況写真／表示面写真]
- ・設置場所とサインの種類
- ・本体の形状・寸法
- ・本体の仕様 [支柱／表示板]

※整備に関連する、図面や写真などを保管します。

重点地区コード	重点地区名	管理番号	設置場所										
			町名	街区	住居	備考							
1	海老名駅周辺	1	中央一丁目	3	7								
管理者コード	管理者名	サイン種別コード	サイン種別	サイン名称	設置日			最終更新日			更新予定		
					年	月	日	年	月	日	年	月	日
140020000	〇〇〇〇課	5	規制サイン	立入禁止	2004	11	15	2004	10	21	2024	10	
本体寸法		本体仕様	設置日			設置日			設置日				
幅	高さ		年	月	日	年	月	日	年	月	日		
900	1800	スチール製											
備考													

図 17 管理台帳のイメージ

(3) サインの点検項目

○既存のサインを含み、公共施設サインについて定期的な維持・管理を行います。

- ・本体・表示面の清掃
- ・本体の再塗装などの確認
- ・損傷・がたつきの確認
- ・表示内容の情報更新の必要性

などについて、定期的に確認・対応を行い、その経過を記録します。

○サイン設置後の定期的な点検は、以下のチェックシートを用いて行い、部分的な補修や更新、廃止に伴う全面改修に関して判断を行います。

【点検する項目】

- ・本体の破損に関する項目
- ・表示面に関する項目
- ・案内地図の表示ルールに関する項目
- ・凡例表示に関する項目
- ・その他サインの種類に応じた個別の項目
- ・情報の内容の新旧

点検チェックシート

整備No.		点検日	
整備サイン名称		点検者	
所管課			
点検内容	不良箇所	対応	備考【補修内容など】
本体の点検			
①主要部材の変形・腐食	有・無	対応済・未対応・無し	
②取付部分の変形・腐食	有・無	対応済・未対応・無し	
③ボルト・ビス等の錆	有・無	対応済・未対応・無し	
④設置位置、間隔	有・無	対応済・未対応・無し	
⑤その他	有・無	対応済・未対応・無し	
表示面の点検			
①表示面の汚れ、退色	有・無	対応済・未対応・無し	
②表示面の破損	有・無	対応済・未対応・無し	
③表示文字の判読性	有・無	対応済・未対応・無し	
④施設名称の表記	有・無	対応済・未対応・無し	
⑤情報内容	有・無	対応済・未対応・無し	
⑥その他	有・無	対応済・未対応・無し	
点検の結果	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 一部補修 <input type="checkbox"/> 改修 (平成 年 改修予定・予定なし)		
本体	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 一部補修 <input type="checkbox"/> 改修 (平成 年 改修予定・予定なし)		
表示面	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 一部補修 <input type="checkbox"/> 盤面更新		
備考			

8 ガイドラインの実現に向けて

8 ガイドラインの実現に向けて

(1) 本ガイドラインを推進していくための基本的な考え方

本ガイドラインを推進していくための基本的な考え方を以下に示します。

- 「可能なところ」、「必要性の高いところ」等の要件を総合的に判断して、海老名市全域から重点的にサイン整備を推進するエリアを抽出・設定し、重点地区として進めていきます。
- 地域の実情に合わせた、サイン整備を進めていきます。
- ハードとソフトの連携を図り、市民のみなさんと協働して推進していきます。
- サイン設置に関係する各所管課と公共サイン担当課が協力して本ガイドラインを推進します。

1) ガイドラインを推進させるために

海老名市全域で一斉にガイドラインを推進することが望ましい姿ですが、財政的な要件、他の計画等の関係、地域との調整等が必要な場合もあるので、一定程度の時間をかけながら進めていくことが現実的です。

新規開発地などサインの更新が面的に可能なところや、起点や目的地があり必要性の高いところ等から、本ガイドラインに沿って、公共サインを整備していきます。



図 18 サイン整備の重点地区

2) サインデザイン

本ガイドラインに沿ってサイン整備を進めていくことが基本ですが、地域の実情に合わせて、色彩、デザイン等は柔軟に対応していくことが必要です。その際には、サイン整備の基本的事項である共通基準について準拠することが望ましいです。

3) ハードとソフトの連携

本ガイドラインでは、財政的な裏づけが必要となる「ハード」なサインの設置のみでなく、人による案内や地図や Web 等他の媒体による「ソフト」なサインとの連携を図りながら進めていくことが望ましいです。

公共サインという「ハード」だけで来街者への案内機能を満足させようというわけではなく、地域の方々等「人」による案内、地域の方々に気軽に来街者が「聞ける」ような地域になることが重要です。

(2) 役割分担

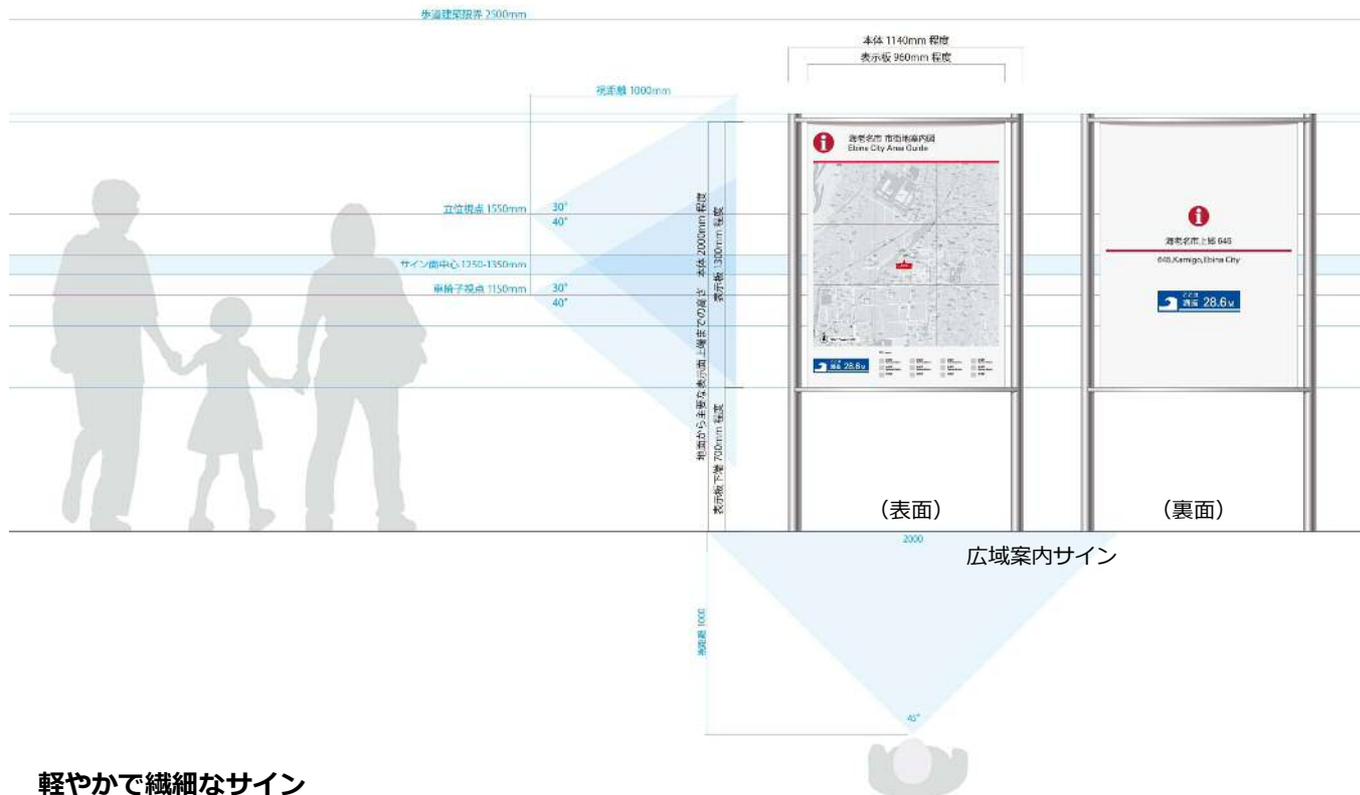
本ガイドラインの推進にあたって、サインの整備、維持・管理等は、サイン所管課だけでなく市民の方々、関係機関と協力して進めていきます。また、各所管課においても、公共サインの整備等（新規設置やこれまでの案内サイン、誘導サインのリニューアルなど）をする際は、本ガイドラインを活用して、当該部局が主体となって公共サイン担当課と連携してサイン整備を推進していきます。

表 12 役割分担

項目	公共サイン 担当課	所管課	市民 民間企業	交通事業者
整備（新設・改修）		○		○(準拠)
維持管理（更新・補修）		○		○
日常管理（清掃・点検・通報）		○	○	○
サイン台帳作成・管理		○		○(依頼)
サイン台帳とりまとめ	○			
ガイドライン適合性の確認	○	○		
表示内容の更新		○		

参考資料1 公共サインデザイン標準形のイメージ

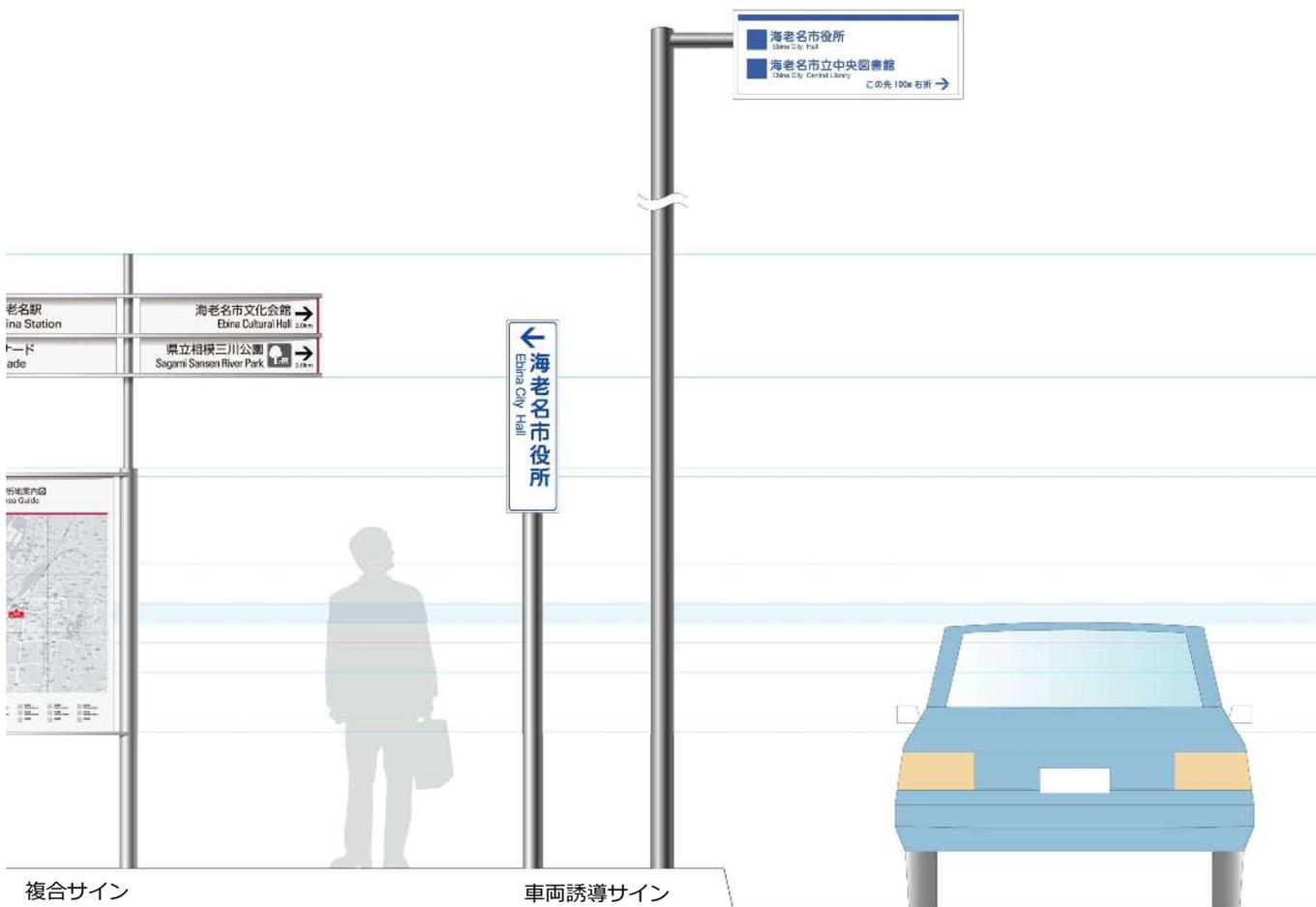
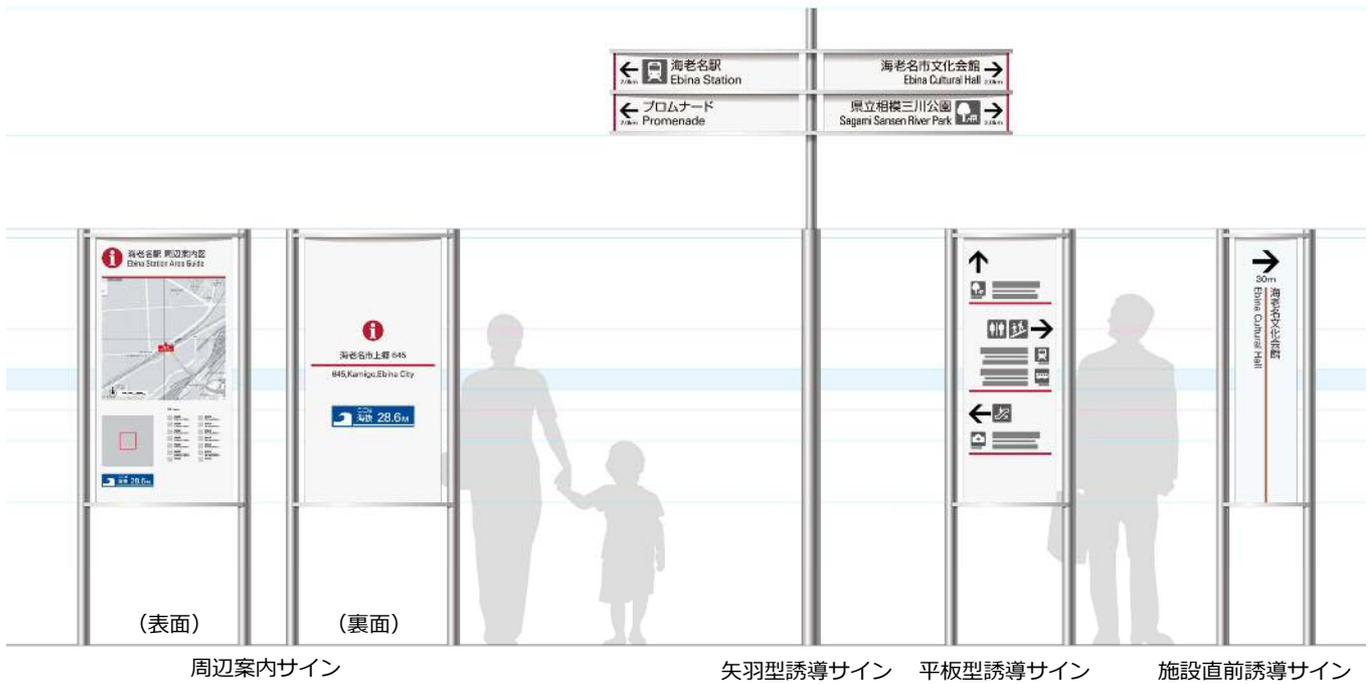
【 公共サインデザイン標準形のイメージ 】



軽やかで繊細なサイン

ステンレスによる繊細な躯体を持つモダンなデザインです。存在感を抑え風景に馴染ませながらも、海老名駅を中心とした海老名市の都市景観の先進性を演出します。サイン板の支持部のゆるやかなカーブは、シャープになりすぎないように柔らかな印象を与えつつ、矢羽形サインにおいては表示の方向性を示す矢印としても機能します。





参考資料2 公共サイン基準適合チェックリスト

海老名市公共サイン 基準適合チェックシート

所管課 _____ 課 管理番号 _____

チェック実施日 _____ 年 月 日 担当者 _____

共通基準

① 文字の大きさ・書体	参照頁	適	不適
■視認性を考慮して、各サインの文字の大きさは表2の設定を基本とし、高齢者や弱視者にも判別しやすいようできるだけ大きいスケールで設定されていますか。	22		
■書体は、角ゴシック体を使用していますか。	22		
■英文文字は、和文の70～80%の大きさのサンセリフ書体を使用していますか。	22		
■設定された文字の大きさを基に、案内標識に掲載する情報内容や量を調整していますか。	22		

② ピクトグラム

■ピクトグラム、矢印は、JIS標準ピクトグラムを使用していますか。	24		
-----------------------------------	----	--	--

③ 色彩

■文字や図と下地のコントラストを強くするなどによって視認性が高められていますか。	26		
■地図、地形は、自然に見える色彩ですか。	26		
■高齢者、弱視者、色覚障がい者に配慮し、カラーユニバーサルデザイン等を適用し、見づらい色の組み合わせは避けていますか。	26		

④ 多言語表記

■ヘボン式ローマ字が正しく使われていますか。	30		
■ガイドラインに記載されている地名の外国語表記の基本方針に基づいた表記がされていますか。	31		
■施設名の英語表記は正しいスペルで表記されていますか。	32		

⑤ 点字案内

■駅周辺などのバリアフリー情報は「バリアフリーマップ」情報との連携に配慮されていますか。	34		
■点字案内板は、日本工業規格JIS当該基準に基づき、表示されていますか。	34		

案内サインの個別基準

①設置の基準	参照頁	適	不適
■歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置されていますか。	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■歩行者の円滑な移動を妨げないよう、十分な歩行者空間が確保されていますか。	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■視覚障がい者ブロック(点字ブロック)の位置とサインの視認位置との関係に配慮して設置されていますか。	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意して設置されていますか。	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■施設敷地内への設置を検討する場合、道路に面する歩行者の視認性が確保できる位置に設置されていますか。	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②表示面の高さ			
■立位および車椅子使用者双方にとっての見やすさを配慮し、表示面の中心が高さ1250mmになっていますか。	41	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③表示板の幅			
■標識の縦横の幅は、視距離に応じて視方角に収まる範囲に設定されていますか。	42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④地図の表記			
■案内図は、掲載範囲及び縮尺を参考に設置場所の状況に応じて適切に選択されていますか。	42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤地図内の文字・ピクトグラムの表記			
■文字サイズは、旅客施設ガイドラインに準じた大きさですか。	44	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■ピクトグラムの大きさは、英字の3倍になっていますか。	44	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥凡例の表記			
■凡例はガイドラインに基づき正しく表記されていますか。	44	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦案内施設			
■案内サイン上の案内図は、決められた施設を掲載していますか。	45	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧地図表示の色彩			
■区分や施設ごとに決められている色彩が正しく使用されていますか。	48	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨レイアウト			
■ガイドラインに基づいて表示面構成要素は正しく表記されていますか。	49	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

海老名市公共サイン 基準適合チェックシート

所管課 _____ 課 管理番号 _____
 チェック実施日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 担当者 _____

誘導サインの個別基準

①設置の基準

	参照頁	適	不適
■誘導サインは、歩行者動線の結節点の視認しやすい位置に設置されていますか。	52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■歩行者の円滑な移動を妨げないように配慮していますか。	52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■道路上においては、街路樹、屋外広告物及び道路構造物等との関係に留意して設置されていますか。	52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■歩行者および車両からの交通標識の視認を妨げない箇所に設置されていますか。	52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

②表示面の高さ

■矢羽型誘導サインは、矢羽の下端が設置面から2500mm以上の高さになっていますか。	52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■平板型誘導サイン、施設直前誘導サインは、歩行者からの視認性に配慮し、表示面上端は2000mm程度、下端は700mm程度になっていますか。	52	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

③誘導施設

■歩行者向け誘導サインで誘導する施設は、表8に掲載されているものですか。	53	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	----	--------------------------	--------------------------

④デザイン

■ガイドラインに基づいた誘導サインのデザインが正しく使われていますか。	54	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	----	--------------------------	--------------------------

記名サインの個別基準

①設置の基準	参照頁	適	不適
■公共施設の利用者動線を考慮し、主要な入口付近に設置されていますか。	56		
■記名サインの設置場所は、敷地に面する歩道側から視認でき、公共施設に面する道路の反対側の歩道からも視認できる位置ですか。	56		

②表示面の高さ	参照頁	適	不適
■歩行者からの視認性に配慮し、表示面上端は2000mm程度以下になっていますか。	56		
■設置する施設に合わせ、デザイン(素材・色彩)を考慮したものはありますか。	56		
■周囲の景観と調和のとれた大きさ・形状ですか。	56		

②表記の基準	参照頁	適	不適
■公共施設に面する道路の反対側歩道から判読できる文字の大きさですか。	56		
■同じ建物に複数の施設がある場合は、建物名称や代表する施設名称を上位に表示してありますか。	56		

海老名市公共サイン 基準適合チェックシート

所管課 _____ 課 管理番号 _____

チェック実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当者 _____

説明サインの個別基準

①設置の基準

	参照頁	適	不適
■説明する施設や観光資源の近くに設置してありますか。	57		
■施設内における来訪者の動線に配慮し、立ち止まって読むことのできるスペースを確保できる場所に設置されていますか。	57		

②表示面の高さ

■歩行者からの視認性に配慮し、表示面上端は2000mm程度以下になっていますか。	57		
■設置する施設に合わせ、デザイン(素材・色彩)を考慮したものですか。	57		
■周囲の景観と調和のとれた大きさ・形状ですか。	57		

③表記の基準

■施設や観光資源の持つ景観と調和のとれた簡素なデザイン(素材・色彩)が用いられていますか。	57		
■説明文について、英文と併記する場合は、和文と英文を区別して表示されていますか。また、難解な名称・用語にふりがなが振られていますか。	57		

規制サインの個別基準

①設置の基準

	参照頁	適	不適
■歩行者の通行の妨げとならない位置に設置してありますか。	58		
■車両等の交通に関する規制サインは、「道路標識設置基準」に準じていますか。	58		

②表示面の高さ

■歩行者からの視認性に配慮し、表示面上端は2000mm程度、下端は700mm程度になっていますか。	58		
■一連のサインシステムエリア内において、周辺に設置されている案内・誘導サインなどと高さや色彩などが揃っていますか。	58		

③表記の基準

■共通基準で示したJIS標準のピクトグラムを使用し、他のサインで表示するピクトグラムと整合性が図られていますか。	58		
■規制内容の説明など使用する文字数は、理解できる範囲で少なくなっていますか。	58		
■規制範囲などを示す地図の表記は、案内サインで使用する地図と同様の表記になっていますか。	58		

④デザイン例

■文字高は、視距離1m以内で判読できる9mm以上となっていますか。	58		
-----------------------------------	----	--	--

⑤集約化の基準

■駅周辺などで規制・禁止されている内容を示すサインが複数ある場合に、集約化は検討されていますか。	59		
--	----	--	--

海老名市公共サイン 基準適合チェックシート

所管課 _____ 課 管理番号 _____

チェック実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当者 _____

車両誘導サインの個別基準

①設置の基準	参照頁	適	不適
■「道路標識設置基準」に適合していますか。	61		
■都市幹線軸として定義されている各幹線道路に設置されていますか。	61		
■誘導先の施設から半径2km圏内に設置されていますか。	61		
■設置位置は、道路に設置する場合は幅員が2.5m以上の歩道ですか。車道側に張り出すように設置されていますか。	61		
■サイン盤面の下端の高さは路面から5.0m以上になっていますか。	66		
■信号機やほかの道路標識などの視界の妨げにならないよう配慮されていますか。	61		
■設置方法は、独立設置、既設盤の張替え又は併記、歩道橋への共架等、個別に検討されていますか。	61		
■既に設置されている道路管理者の道路案内標識との一体化について検討していますか。	61		
■設置にあたって道路管理者、交通管理者と協議を行っていますか。	61		

②誘導施設	参照頁	適	不適
■車両向け誘導サインで誘導する施設は、表10に掲載されているものですか。	63		

③表記の基準	参照頁	適	不適
■文字の大きさは、一般道路では、設置される道路の設計速度に対応して設定されていますか。	65		
■和英併記になっていますか。併記にあたっては、左寄せ頭合わせになっていますか。	65		
■分かりやすさに配慮しピクトグラムを使用していますか。	65		
■施設までの距離と方向を矢印で表示していますか。	65		
■同一のサイン内で案内する施設は直近3施設以内になっていますか。	65		

④デザイン	参照頁	適	不適
■ガイドラインに基づいた誘導サインのデザインが正しく使われていますか。	66		

海老名市公共サイン 基準適合チェックシート

所管課 _____ 課 管理番号 _____

チェック実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当者 _____

車両誘導補助サインの個別基準

①設置の基準	参照頁	適	不適
■「道路標識設置基準」に適合していますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■誘導先の施設から半径2km圏内に設置されていますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■車両誘導サインが設置できない状況のため設置されるものですか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■サイン盤面の下端の高さ路面から1.8m以上になっていますか。	67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■既に設置されている道路管理者の道路案内標識との一体化について検討していますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■設置にあたって道路管理者、交通管理者と協議を行っていますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②誘導施設			
■車両向け誘導サインで誘導する施設は、表10に掲載されているものですか。	63	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③表記の基準			
■文字の大きさは、一般道路では、設置される道路の設計速度に対応して設定されていますか。	65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■和英併記になっていますか。縦型の場合、併記にあたっては、上寄せ頭合わせになっていますか。	65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■施設までの方向を矢印で表示されていますか。	65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④デザイン			
■ガイドラインに基づいた誘導サインのデザインが正しく使われていますか。	67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

地点名表示の個別基準

①設置の基準	参照頁	適	不適
■「道路標識設置基準」に適合していますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■幹線道路の交差点に設置されていますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■設置方法は、信号機への共架になっていますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■設置にあたって道路管理者、交通管理者と協議を行っていますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②交差点名称			
■地点名表示に記載する交差点名は、正しい表記になっていますか。	61	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③表記の基準			
■文字の大きさは、一般道路では、設置される道路の設計速度に対応して設定されていますか。	65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■和英併記になっていますか。併記にあたっては、左寄せ頭合わせになっていますか。	65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④デザイン			
■ガイドラインに基づいた誘導サインのデザインが正しく使われていますか。	67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

参考資料3 公共サイン点検チェックリスト

海老名市公共サイン 点検チェックシート

整備No.		点検日	
整備サイン名称		点検者	
所管課			
点検内容	不良箇所	対応	備考【補修内容など】
本体の点検			
①主要部材の変形・腐食	有・無	対応済・未対応・無し	
②取付部分の変形・腐食	有・無	対応済・未対応・無し	
③ボルト・ビス等の錆	有・無	対応済・未対応・無し	
④設置位置、間隔	有・無	対応済・未対応・無し	
⑤その他	有・無	対応済・未対応・無し	
表示面の点検			
①表示面の汚れ、退色	有・無	対応済・未対応・無し	
②表示面の破損	有・無	対応済・未対応・無し	
③表示文字の判読性	有・無	対応済・未対応・無し	
④施設名称の表記	有・無	対応済・未対応・無し	
⑤情報内容	有・無	対応済・未対応・無し	
⑥その他	有・無	対応済・未対応・無し	
点検の結果	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 一部補修 <input type="checkbox"/> 改修 (平成 年 改修予定 ・ 予定なし)		
本体	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 一部補修 <input type="checkbox"/> 改修 (平成 年 改修予定 ・ 予定なし)		
表示面	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 一部補修 <input type="checkbox"/> 盤面更新		
備考			

出典・引用元一覧

頁	項目	出典元	発行元
22-23	・文字の大きさ ・角ゴシック体の書体例	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	国土交通省総合政策局
25	・ピクトグラムOfSize	地図を用いた道路案内標識ガイドブック	(財)道路保全技術センター
27-28	・見分けやすい色の組合せ ・サイン作成に当たっての実践ポイント等	神奈川県カラーバリアフリーサインマニュアル	神奈川県保健福祉部地域保健福祉課
29-32	・多言語表記 ・地名・施設名の英語表記等	観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン	国土交通省・観光庁
35-36	・点字案内板の表示	日本工業規格：JIS T 0922:2007	(財)日本規格協会
41	・案内サイン 表示面の高さ	建築設計資料集 3集	日本建築学会
42	・案内サイン 表示版の幅	公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン	国土交通省総合政策局
43	・地図の掲載情報・向き	歩行者のためのコミュニティーサイン	(財)都市づくりパブリックデザインセンター コミュニティーサインに関する研究会
44	・文字・ピクトグラムOf大きさ	地図を用いた道路案内標識ガイドブック	(財)道路保全技術センター
48	・案内サイン 表示面の色彩	地図を用いた道路案内標識ガイドブック	(財)道路保全技術センター
65	・車両系サインにおける文字・ピクトグラムOfSize	道路標識設置基準・同解説	社団法人日本道路協会

海老名市公共サインガイドライン

発行日 平成 27 年 6 月

発行者 海老名市まちづくり部都市計画課

〒 2 4 3 - 0 4 9 2

海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1

TEL 0 4 6 - 2 3 5 - 9 3 9 1

※ 無断での転載、複写を禁じます。